

事案概要一覧（和解契約書）

番号	事案の概要
1501	帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、家族間別離を余儀なくされたことによって食費が増加したとして、平成27年5月分から平成30年3月分までの生活費増加分（食費）等が賠償された事例。
1502	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（祖父母、父母及び子2名）について、原発事故当時1歳の申立人第一子の避難雑費（平成24年1月分から平成27年3月分まで）の他、申立人母の避難雑費（妊娠期間中である平成26年4月分から平成26年11月分まで）及び平成26年12月に避難先で出生した申立人第二子の避難雑費（同月分から平成27年3月分まで）についても賠償された事例。
1503	自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名）について、原発事故当時会津地方に単身赴任をしていた申立人父も、原発事故前は毎週末に福島市内の自宅へ帰宅し生活していたこと等の事情を考慮し自主的避難者に当たるとして精神的損害等の賠償がされたほか、生活費増加費用として申立人子が避難先で入園した幼稚園の保育料と原発事故当時入園していた幼稚園の保育料との差額等が賠償された事例。
1504	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人（原発事故当時10歳台）の平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中、両親との別離を余儀なくされた上、車中泊を行いながら避難場所を転々としたこと等を考慮して、5万円が賠償された事例。
1505	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の申立人の自宅の防風林について、市による除染作業後も更に除染を要したとして申立人が平成28年12月に実施した林木を伐採する方法による除染の費用が賠償された事例。
1506	自主的避難等対象区域（伊達市）から避難した申立人ら（成人2名）について、平成29年12月に受検した甲状腺検査代が賠償された事例。
1507	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人及び申立人らの平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であった被相続人については死亡した平成28年8月分まで月額6万円が増額され、一部の申立人らについては各申立人の身体状況並びに被相続人及び他の申立人に対する介護の状況等を考慮し、平成30年3月分まで月額2万円又は3万円が増額されて賠償された事例。
1508	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難し、平成23年末頃まで親族宅に滞在した申立人について、宿泊謝礼等が賠償された事例。

1509	避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が人工透析を受けられる病院を探しながらの避難を強いられたほか、避難先で肺炎等を患い危険な容体となったこと、申立人妻も申立人夫の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から同年7月分まで申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額5万円が、その後も人工透析や介護をしながら避難生活を送ったことを考慮し、平成23年8月分から平成29年10月分まで申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額2万円が、それぞれ賠償された事例（ただし、申立人夫に対する既払い金160万円、申立人妻に対する既払い金80万円をそれぞれ除く。）。
1510	避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人ら姉弟の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、1. 申立人姉については、避難先で申立外の亡母（要介護4）の介護を行ったことを考慮し、平成23年3月分として月額8万円が、申立人姉が精神障害（障害年金等級3級）を抱えながら避難生活を送ったことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額3万円が、2. 申立人弟については、家族と別離して生活したことを考慮し、平成23年3月分から同年7月分まで月額3万円が、申立人姉の介護を余儀なくされたことを考慮し、平成23年7月分から平成29年3月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例。
1511	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）について、避難により家族の別離が生じたことや乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、平成23年3月分から乳幼児が小学校に入学する前月である平成27年3月分までは月額合計6万円、平成27年4月分から平成29年2月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、本件事故前の給与と上記期間の給与との差額の一部（当初の10割から1割まで漸減）が賠償された事例。
1512	帰還困難区域（浪江町）で個人事業を営んでいた申立人について、避難先から顧客の法事に参加するための交通費等が賠償された事例。
1513	自主的避難等対象区域（郡山市）で酒類の製造販売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、商品の販売先の一つである大韓民国への輸出規制が継続していること等の事情を考慮し、平成28年10月分から平成29年9月分までの期間につき、原発事故の影響割合を約2割として賠償された事例。
1514	帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人について、原発事故前は田畑を貸して賃料の代わりに得られていた米等の食料品が得られなくなったことを考慮し、平成27年12月分までの食費増加分が賠償された事例。
1515	帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、乳幼児を連れての避難であったことを考慮し、当該乳幼児が就学した月の前月である平成29年3月分まで、主に世話をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料が月額1万5000円増額されて賠償された事例。
1516	自主的避難等対象区域（伊達市）において畜産業（酪農）を営んでいたが原発事故後に廃業した申立人に対し、既に廃業損害として一定額が賠償されていたものの、営業損害として、廃業に先立って売却した牛の実売却額が原発事故の影響によって同等の牛の市場における平均売却額よりも低額となった価格差相当額が賠償された事例。

1517	福島第一原子力発電所内部の定期検査における放射線管理業務を受託していた申立人について、原発事故直後は別の業務に従事したことにより収入が増加していたが、平成24年10月に契約を解除され、収入がなくなったこと等を考慮し、平成25年分は原発事故の影響割合を5割、平成26年分は同割合を3割、平成27年分は同割合を1割として、逸失利益が賠償された事例。
1518	旧避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人父母及び子ども3名のうち、子どもの就学上の理由のため週末を除き自主的避難等対象区域（いわき市）の仮住居で生活していた母及び子ども3名の日常生活阻害慰謝料について、母及び子ども3名の自宅での生活状況等の事情を考慮し、それぞれ月額1万3000円が、母及び長女につき平成27年9月分まで、二女及び三女についてはそれぞれの進学による転居時期までの期間につき賠償されたほか、申立人父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父は右半身まひの後遺症（要介護度1）を抱えながら避難生活を送ったこと、母も父の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、父につき平成30年3月分まで月額1万円、母につき一時金50万円が賠償された事例。
1519	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の就労不能損害、通院交通費及び通院慰謝料について、原発事故後にPTSDに罹患したこと等の事情を考慮し、平成29年12月分までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として賠償されたほか、同月分までの避難費用等が賠償された事例。
1520	帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円が、平成23年5月分から平成26年3月分までは月額2万5000円の割合による金額が賠償された事例（ただし、東京電力による既払金と一部精算する方法による。）。
1521	自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年3月に避難した申立人ら（成人2名及び子ども2名）について、避難以前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では養鶏が行えなくなったこと、野菜についても平成24年3月以降は避難先での栽培を再開したものの収穫量は避難以前よりも減少したこと等の事情を考慮し、平成25年3月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・米・鶏卵）が賠償されたほか、平成27年3月分までの避難費用及び避難雑費が賠償された事例。
1522	自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社について、上記事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については、減収が継続しているとして、原発事故の影響割合を3割として、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例。

1523	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び子ども3名）の日常生活阻害慰謝料について、長男（平成25年3月に高校卒業）及び長女（平成26年3月に高校卒業）が避難先の高校への通学を継続する必要性が認められること、家族である父母及び二女（平成26年3月末に小学校卒業）にも避難継続の必要性が認められること等の事情を考慮し、長男につき平成25年3月分まで、父母、長女及び二女につき平成26年3月分までの期間につき、それぞれ賠償された事例。
1524	自主的避難等対象区域（福島市及びいわき市）において生活用品の卸売事業を営んでいる申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故により避難区域内に存在していた小売店等への売上げが減少したことや、取扱商品が地域的に限定される性質のものでないこと等を考慮し、平成29年4月分から同年10月までについては原発事故の影響割合を5パーセント、同年11月分及び12月分については同割合を4パーセントとして賠償された事例。
1525	宮城県で水産加工業等を営む申立会社について、平成26年7月分から平成29年6月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例（原発事故による影響割合は、当初の3割から1割まで漸減）。
1526	自主的避難等対象区域（福島市）で中古車販売業及び自動車修理業を営んでいたが、平成23年9月に申立外の妻子の避難先に合流した申立人の営業損害（逸失利益）について、避難先において、平成24年8月頃からの開業準備期間を経て同年10月に同内容の事業を再開したこと等の事情を考慮し、平成24年8月分（原発事故の影響割合8割）及び同年9月分（原発事故の影響割合4割）につき賠償された事例。
1527	帰還困難区域（浪江町）に所在する墓の祭祀承継者であって、避難に伴って墓を別の地域に新設した申立人に対し、原発事故前に同墓を建立した際の価格を基に同墓の財物価値を算定し（同墓の移転に要した費用よりも高額となる。）、財物損害が賠償された事例。
1528	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子ども2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成30年3月分までの期間につき月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ同月分までの期間につき、さらに月額3万円が賠償された事例（なお、一部の申立人らについては、被申立人を被告とする訴えが係属している、いわゆる訴訟並走案件（平成30年当センター活動状況報告書25頁参照）について和解成立に至ったものであるが、特段、訴訟の取扱いについては合意内容となっていない。）。
1529	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、新たに住居を購入した月の半年後である平成26年11月分まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払い金を除く。）ほか、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した申立人の生命身体損害について、既に平成26年2月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、平成30年8月分まで、治療費については全額、入通院慰謝料及び入通院交通費については、原発事故の影響割合を8割として算定した金額が賠償された（ただし、いずれも既払い金を除く。）事例。

1530	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時、福島県内の警備会社に勤務していたが原発事故の影響により失職した申立人父（原発事故当時50歳台）の就労不能損害について、失職後の再就職の状況や就職活動の状況等の事情を考慮し、平成27年3月分から同年8月分までの期間につき事故前収入の3割相当額、同年9月分から平成28年2月分までの期間につき事故前収入の1割相当額が賠償された事例。
1531	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償されたほか、財物損害（家財）について、直接請求手続においては、1世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、2世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例（申立人夫の母の日常生活阻害慰謝料（増額分）及び財物損害については、いずれも既払い金を除く。）。
1532	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、かつ、同所において勤務していた申立人の日常生活阻害慰謝料について、勤務先が原発事故後に他県に移転したことや申立人が勤務先を退職したこと等を考慮し、平成24年9月分から平成25年6月分まで賠償された事例。
1533	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、平成23年4月に結婚式及び披露宴を開催する予定であった申立人夫婦について、原発事故により結婚式等を開催することができなくなったことに係る慰謝料が一時金として賠償された事例。
1534	自主的避難等対象区域（須賀川市）から避難した申立人ら（夫婦及び子ども2名）について、避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財購入費）等のほか、子ども1名につき月額2万円の避難雑費が平成27年3月分まで賠償された事例。
1535	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、1. 平成27年3月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の援助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である平成27年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は平成27年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）ほか、2. 平成27年3月分以降の就労不能損害として、申立人父につき平成29年2月分まで、申立人子につき平成30年2月分まで、それぞれの事故前収入を基準として、原発事故の影響割合を平成28年2月分まで10割、平成29年2月分まで5割、（申立人子については）平成30年2月分まで3割として賠償された事例。

1536	避難指示解除準備区域(浪江町)において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に亡くなった亡父を相続した申立人ら(母及び子)について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益につき、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命身体的損害(治療費、入通院慰謝料)等が賠償された事例。
1537	避難指示解除準備区域(富岡町)において木材の加工販売等を行う申立会社の営業損害(逸失利益)について、申立会社の事務所等の所在地が土地区画整理事業の対象となったことにより休業を余儀なくされたなどの事情がある期間を除いた平成17年度、18年度、19年度及び22年度(年度は当年4月から翌年3月まで)の平均値を基準期間の売上げとして算定した事例。
1538	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人らにつき、住民票上の住所は異なっていたものの、近隣住民の陳述書や公共料金の契約状況等から同所に居住していたものと認め、住居確保損害が賠償された事例。
1539	自主的避難等対象区域(福島市)において青果物の卸売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)について、申立会社の平成25年4月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、申立会社は平成25年4月に県外に新たに事業所を設置したことによって売上高が増加したこと、平成25年4月から平成26年3月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、平成25年4月分から平成26年3月分まで、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を2割として、賠償された事例。
1540	福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内において運営する店舗の営業損害(逸失利益)について、原発事故後の商圏内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例(原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。)
1541	帰還困難区域(大熊町)に居住し、同町内に墓を有していた申立人らの墓の移転費用について、墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額が賠償された事例(ただし、既払い金151万円は除く。)
1542	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、原発事故直後の生活費増加分等のほか、原発事故後に発症したじんましんと原発事故との間の因果関係を認め、平成28年12月分から平成30年4月分までの生命身体的損害(通院慰謝料及び通院交通費)が賠償された事例。
1543	居住制限区域(浪江町)から避難をした申立人ら(祖父、父、母、長男、長女及び二男)のうち、長女及び二男の日常生活阻害慰謝料(増額分)につき、父母及び長男との家族の別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年4月分から平成25年2月分までの期間につき月額3万円が賠償されたほか、平成25年4月に避難先が手狭となり新たな避難先に転居した際に負担した仲介手数料及び損害保険料並びに平成25年4月分から平成28年5月分まで月額15万円の家賃が賠償された事例。

1544	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻及び子どもとの別離を余儀なくされた点を考慮して、平成23年3月分から同年8月分までの期間につき月額3万円が賠償された事例。
1545	帰還困難区域（双葉町）においてクリーニング業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、本賠償手続による賠償状況を見直した結果、平成23年12月分以降の営業損害（逸失利益）に係る本賠償請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年3月から同年11月までの営業損害（逸失利益）に係る本賠償請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、平成23年3月分から同年11月分までの営業損害（逸失利益）が追加賠償された事例。
1546	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、疾病等の事由により平成24年9月以降も避難を継続していた申立人について、避難中に劣化して補修を要するようになった自宅に帰還するに当たって、平成30年7月頃に実施したリフォーム工事の費用の一部が賠償された事例。
1547	自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人ら（母及び未成年の子ども2名）について、飛行機代を含む避難費用（一時立入費用）が賠償されたほか、子ども2名に対する平成27年3月分までの避難雑費（平成26年8月分まで子ども1名につき月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分まで子ども1名につき月額1万4000円）が賠償された事例。
1548	自主的避難等対象区域（福島市）において給食用の食品等の製造販売を行っている申立会社の製品に関する放射線検査に係る費用について、同検査は県外の自治体等の納入先の要請に従って行われたものであるなどとして、平成28年4月分から平成30年3月分まで全額が賠償された事例。
1549	自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、平成29年11月分から平成30年10月分まで、原発事故の影響割合を約1割5分として賠償された事例。
1550	帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が避難生活により発症ないし悪化した高血圧症、脂質代謝異常等による平成24年6月分から平成30年5月分までの通院慰謝料として、通院1回につき8400円として、東京電力による既払い分（1回4200円）を控除した金額の約3分の2が賠償された事例。
1551	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父、母、子ども2名、祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（避難交通費、引越費用、面会交通費、一時立入費用）、生活費増加費用（二重生活費増加分）、避難雑費（子ども1名につき、平成26年8月分までは月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分までは月額1万4000円）等の他、避難により退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約6か月間について、避難前の勤務先の収入を基に算定した給与相当額が賠償された事例。

1552	自主的避難等対象区域（福島市）内の温泉街においてガソリンスタンドを営んでいる申立会社の原発事故による営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を平成26年8月分から平成27年7月分までは5割、同年8月分から平成28年7月分までは3割、同年8月分から平成29年7月分までは1割として賠償された事例。
1553	自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、出荷量の増加及び増収が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額（ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、8割の限度）が賠償された事例。
1554	避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する申立人の所有に係る自宅周辺の土地の財物損害について、直接請求手続において山林であることを前提とした金額の賠償がされていたが、同土地について町から準宅地と認定されていたこと等を理由として、上記土地の一部について追加賠償された事例。
1555	居住制限区域（浪江町）から家族とともに避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高齢の配偶者がうつ病に罹患した平成23年12月分から同人が死亡した平成24年9月分まで、介護をしながらの避難生活であったこと等を考慮し、上記配偶者が要介護認定を受けてから入院するまでの2か月間は月額5万円、それ以外の8か月間は月額3万円が賠償された事例。
1556	居住制限区域（浪江町）所在の申立人らが所有する建物（2階建て。固定資産税名寄帳兼課税台帳上の用途は倉庫）の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続では同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の2階部分には居室や台所等が存在し、申立人の子が居住していたこと等の事情を考慮し、2階部分を居住用建物であることを前提とした金額の9割と上記請求手続における既払金との差額が増額賠償された事例。
1557	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、生活費増加費用（扇風機2台分）等のほか、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。
1558	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外の他の家族5名との別離を余儀なくされた事情等を考慮し、平成23年7月分から平成23年12月分まで月額1万5000円、平成24年1月分から平成30年1月分まで月額1万8000円が賠償された事例。
1559	帰還困難区域（浪江町）から避難した股関節機能障害を有する申立人（身体障害者等級4級）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月分から平成29年5月分までの期間につき、月額3万円（ただし、既払金133万5000円を除く。）が賠償された事例。
1560	帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を算定し、これによる額と上記既払分との差額分が賠償された事例。

1561	自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していたところ、申立人母及び未成年の子ども2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月分までの避難費用（面会交通費、住居費）、生活費増加費用（二重生活費増加分）、子ども2名に対する避難雑費（子ども1名につき月額2万円）のほか、平成28年5月に申立人母が甲状腺検査を受けた際に支出した検査費用が賠償された事例。
1562	帰還困難区域（双葉町）において自ら農地を所有していたほか、他者の所有に係る農地についても所有者から受託して米作に従事し、また、農閑期には酒造業者において勤務をしていた申立人について、自己所有に係る不動産（農地）の財物賠償のほか、農作業の受託業務に係る営業損害（逸失利益）については平成26年3月分から平成30年3月分まで事故前収入を基に算定した額（平成29年3月分までは事故前収入の10割。同年4月分以降は8割。）が、酒造業者における業務に係る就労不能損害については平成26年3月分から平成28年2月分まで事故前収入の10割が、それぞれ賠償された事例。
1563	帰還困難区域（大熊町）で不動産業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては、法定耐用年数で計算した減価償却費を逸失利益の算定に当たって差し引いていたが、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度で差し引くことによって、追加賠償が認められた事例。
1564	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、自主的避難等対象区域（相馬市）内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成24年5月までに他所に再就職した申立人の平成24年6月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、本件事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部（平成24年6月分から平成25年12月分までは10割、その後、1割まで漸減）が賠償された事例。
1565	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していたところ、申立人母（原発事故当時妊娠中であり避難先で第二子を出産。）及び未成年の子ども1名が東京都内に避難し、申立人父が郡山市内に継続して生活した申立人らについて、平成25年3月に自宅に帰還するまでの避難費用（避難交通費、引越関連費用、一時帰宅費用）、生活費増加費用（家財道具購入費、二重生活費増加分）等のほか、子ども2名に対する避難雑費（子ども1名につき月額2万円）が賠償された事例。
1566	自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、平成27年8月分から平成28年4月分まで賠償された事例（原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減。）。
1567	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において営農をしていたが、原発事故の影響により休耕を余儀なくされ、その間、草刈り等、田の保全管理作業を行った申立人に対し、作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例。

1568	県南地域（白河市）で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあり、平成25年5月からは他の農産物を栽培するようになったものの、平成29年4月に廃業した申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とし、平成27年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を5割、平成28年1月分から同年12月分まで同割合を2割5分として賠償された事例。
1569	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、負傷により通院していた期間の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円の賠償が認められたほか、原発事故前は自家消費用の米、野菜を栽培していたこと等を考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた27万円とは別に、平成23年3月分から平成29年12月分までの生活費増加分として57万円が賠償された事例。
1570	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難中の平成23年3月に子を出産した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妊娠及び出産等の事情を考慮して同月分及び同年4月分は月額10万円が、原発事故当時同居していた義父母との別離を余儀なくされ、同人らから乳幼児の育児等に当たって援助を得ることができなかったことによる負担等の事情を考慮して同年5月分から平成27年11月分までは月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1571	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成26年3月分までの日常生活阻害慰謝料（申立人らにそれぞれ月額10万円。ただし、申立人母につき、避難先での育児負担の事情を考慮し平成24年7月分及び同年8月分限り各5万円を増額。）のほか、申立人母の平成24年7月分から平成28年3月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合は10割から1割まで漸減）、申立人父の平成24年7月分から同年12月分までの就労不能損害並びに平成28年3月分までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例。
1572	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、皮膚の疾患等により患っている状況での避難であり、また、その症状や生活状況等から心療内科等にも通院を要したほど精神的苦痛を負っていたこと等を考慮し、平成23年3月分から平成29年5月分まで、避難や通院状況等に応じて月額3万円ないし6万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められ、合計269万円が賠償された事例。
1573	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に原発事故当時、里帰り出産のために一時帰省していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として一時金30万円が賠償されたほか、避難中の生活費増加費用が平成24年11月分まで賠償された事例。

1574	居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父母及び子）の平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料について、申立人子に対しても、仙台市内の専門学校の学生であったものの、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、富岡町内の自宅を住所と届け出ていた上、平成23年4月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して賠償されたほか、申立人父については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が、避難生活のストレスから突発性難聴が発症したことに鑑み一時金20万円がそれぞれ増額され、また、申立人母については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が増額されて賠償された事例。
1575	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の柿に係る風評被害による営業損害（逸失利益）について、行政による出荷制限は課せられておらず、また、その他の農産物の売上げを考慮すると、原発事故前よりも売上収入が増加しているものの、実際の取引状況や原発事故前よりも申立人が農業に費やす労力を増加させたこと等を考慮し、平成30年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。
1576	自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用（駐車場代）、子ども2名に対する避難雑費（子ども1名につき平成26年3月までは月額2万円、同年4月から平成27年3月までは月額1万4000円）が賠償された事例。
1577	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故当時は、実家から100メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとり、また入浴をするなど、実家において居住していた父母及び弟と共に生活していたにもかかわらず、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分までの日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例。
1578	群馬県で米の自家販売を行う申立会社の平成26年産及び平成27年産の米に係る営業損害（逸失利益）について、個人客に対する販売に係る減収分は、安全・安心に特に関心が高い個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、原発事故の影響割合を平成26年産分は7割、平成27年産分は5割として賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を平成26年産分は3割、平成27年産分は1割として賠償された事例。
1579	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の財物（不動産）損害について、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたことを踏まえ、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて一定の価値減少を認めて賠償された事例。
1580	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人のうちの1名が半身まひ状態での避難であったこと等を考慮し、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続で支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

1581	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。
1582	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母兩名につき、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人あたり月額3万円が賠償されたほか、母につき、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、さらに月額3万円が賠償された事例。
1583	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外の亡父について、1．原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた9万4000円とは別に、平成23年3月分から平成27年1月分までの食費増加費用として37万6000円が、2．亡父及び申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、兩名が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたことのほか、亡父はパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母は亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、亡父については月額3万円から5万円で算定した292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円で算定した114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、3．亡父の埋葬費用につき、避難元の公営斎場における埋葬費用に比して高額となった差額分の全額が、4．ペット喪失による、精神的苦痛に対する慰謝料として10万円が、それぞれ賠償された事例。
1584	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区片倉地区に居住する申立人らについて、原発事故前は自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに、最長で田畑の除染時期から1年後に当たる平成29年3月分まで、食費増加分（世帯人数に応じ、米につき年額4万円又は6万円、野菜につき年額8万円又は12万円）が賠償された事例。
1585	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦について、別々の場所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。
1586	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害（平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。）等が賠償された事例。
1587	旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らについて、原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害につき、事故前収入の5年分相当額から既払金（平成23年3月分から平成27年7月分までの営業損害（逸失利益）として支払われたもの）を控除した残額が賠償されたほか、財物損害（自宅兼店舗である建物及び家財道具）が賠償された事例。

1588	帰還困難区域（大熊町）に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部（ピアノ、ひな人形等）に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部（テレビ一式、薪ストーブ等）に対しても、同様に賠償がされた事例。
1589	自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、原発事故当時８０歳台で要介護１であった申立人の平成２３年３月分から同年８月分までの精神的損害（増額分）として１０万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人３名の同期間の精神的損害（増額分）として主たる介護者１名につき４万円、従たる介護者２名につき各２万円が、それぞれ賠償された事例。
1590	自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故後も避難をしなかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）として、平成２４年１月分から平成２７年３月分まで月額６５００円が賠償された事例
1591	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、１．原発事故前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、直接請求手続による既払金とは別に４９万円が、２．原発事故前は、井戸水等を利用して生活していたから水道料金の負担をしていなかったが、避難によってその負担を余儀なくされたとして、避難先での水道料金が、３．避難によって家族間の別離を余儀なくされたとして、月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が、それぞれ賠償された事例。
1592	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら家族（夫婦及び子）について、申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を要することとなったことを考慮し、平成２９年５月から平成３０年９月までの治療費及び通院慰謝料等が原発事故の影響割合を３割として賠償されたほか、申立人夫につき、家族別離を理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）が平成２３年３月分から平成２６年２月分まで、月額２万円ないし５万円賠償された事例。
1593	自主的避難等対象区域（川俣町）において工業製品の加工等を営む申立会社について、主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、申立会社は、同範囲内に所在する複数の工場の機能を、新たに賃借し、後には購入した同範囲外に所在する第三者が所有していた工場建物に移転させたところ、劣化していた同建物の屋根や浄化槽等の補修が必要となり支出した費用につき、原発事故の影響割合等を考慮し、およそ８割の限度で賠償された事例。
1594	茨城県内で原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で、平成３０年１月分から同年１２月分まで、原発事故の影響割合を８割として賠償された事例。

1595	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、平成２３年３月から平成３０年２月まで家族別離が生じたことを考慮し、原発事故当時、８０歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護１かつ身体障害等級３級の親族を介護していた申立人及び平成２５年３月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情を踏まえ、平成２３年３月分から平成３０年２月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額３万円（合計２５２万円）ずつ賠償された事例。
1596	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成３０年４月から同年６月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に参加するための交通費・宿泊費が賠償されたほか、高額家財の財物賠償がされた事例。
1597	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らの平成２９年５月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、人工肛門を造設している申立人父に月額３万円が、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子につき、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度１又は２であった平成２８年６月分まではそれぞれに月額３万円が、要介護度４となった平成２８年７月分以降はそれぞれに月額１０万円が賠償された事例。
1598	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、帰還困難区域（双葉町）に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故に伴い退職を余儀なくされ、その後就労をするに至っていない申立人の就労不能損害について、退職後の申立人の健康状態及び就職活動の状況等を考慮し、平成２７年４月分から平成２８年２月分まで、原発事故の影響割合を７割として賠償された事例。
1599	自主的避難等対象区域（田村市）内において、農業用肥料の製造、販売等を営む申立会社の平成２７年９月分から平成３０年４月分までの営業損害（逸失利益）について、販売地域内の一部作物については作付制限が出されていたこと等を考慮して原発事故と売上げの減少との間に相当因果関係を認めた事例（特に原発事故の影響が強いと考えられる作物に係る肥料については、その影響割合を当初の５割から２割まで漸減。その他の作物に係る肥料等については、原発事故の影響割合を１割とし、終期を平成２８年６月分までとした。）。
1600	自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計５世帯１４名の申立人らが共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業につき労賃（１人当たり、１日につき１万円、半日につき５０００円、１時間につき１０００円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業につき費用の全額が賠償された事例。
1601	県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社の営業損害について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成２９年１月分から同年１２月分までの逸失利益（原発事故の影響割合５割）のほか、追加的費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の２割ないし１０割）が賠償された事例。
1602	自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人らについて、平成２７年３月分までの避難費用（一時帰宅費用）のほか、平成３１年３月分までの生命身体的損害（甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費）が賠償された事例。

1603	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において陶芸家として活動していた申立人らの営業損害について、自宅が特定避難勧奨地点に設定され、避難を余儀なくされたこと等を踏まえ、平成２６年１月分から平成２９年２月分までの逸失利益及び避難先の家賃が賠償されたほか、申立人らが除染目的で購入した放射線測定器の購入費用（既払い分を除く。）が賠償された事例。
1604	自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社について、原発事故により作業場所を県外に変更したり、新規に営業を行ったりすることが必要となったとして、平成２６年６月分から平成２７年５月分までの出張費用（原発事故前に出捐していた出張費用との差額）が賠償された事例。
1605	帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、妻子を自宅に残して原発事故当時県外に単身赴任をしていた申立人に対し、中間指針第四次追補に基づく慰謝料等が賠償された事例。
1606	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、通院１回当たり１万円の入通院慰謝料等の生命身体的損害が賠償された事例。
1607	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、１．賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事、電気工事及び給水設備が賠償されたほか、２．日常生活阻害慰謝料（増額分）として、家族別離、妊娠中及び乳幼児を育児していたの各事由ごとに月額３万円が賠償され、また、３．自治体関連団体において臨時職員として稼働していた申立人の平成２７年３月分から平成２８年２月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の一部（当初５割、後３割）が賠償された事例。
1608	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を生じたこと等を考慮して、平成２３年４月分から平成３０年３月分まで、月額３万円（合計２５２万円）が賠償された事例。
1609	自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成２７年４月分から平成２８年３月分までの営業損害について、同期間の福島県製材出荷量やいわき市の木造建築確認申請件数が原発事故前３か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を商品によって２割又は７割として算定した額が、それぞれ賠償された事例。
1610	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成２３年３月分から平成３０年３月分まで月額６万円（避難所での生活期間中である平成２３年３月分及び同年４月分についてはさらに月額１万２０００円の増額。）が賠償された事例。

1611	旧緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の植生・販売等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、その業態や事業場所のほか、顧客の多くが相双地域の居住者であって、避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）賠償された事例。
1612	自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月分から平成29年7月分まで（原発事故の影響割合は、本店分につき6割ないし5割、福島県内の加工所分につき6割ないし3割、福島県外の支店分につき1割。）賠償された事例。
1613	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にあった父母につき要介護の状態や生活状況等に応じて1名当たり月額3万円ないし5万円が賠償された他、避難先で父母の介護を余儀なくされた子夫婦につき介護負担の状況や生活状況等に応じ両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例。
1614	旧緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住地の環境全般その他の事情を総合考慮し、平成27年11月分まで、日常生活阻害慰謝料及び避難先賃料が賠償されたほか、生命身体的損害（通院の際の付添看護費用）が賠償された事例。
1615	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、広汎性発達障害を有する中での避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分から移住を前提とする転居をした半年後である平成26年9月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額6万円（合計258万円）が賠償されたほか、生命身体的損害として、慰謝料等が賠償された事例。
1616	避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故による避難中、他県にて同様に飲食店を営み、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業再開した申立人の営業損害（追加的費用）について、一部設備を避難の際に持ち出して、移転先において加工の上、用いていたところ、当該設備の移転先からの撤去費用、帰還後の店舗に用いるために当該設備を再運搬、再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用から当該設備の財物賠償として賠償を受けた額を差し引いた額等が賠償された事例。

1617	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故による避難の結果、別離を余儀なくされたことを考慮して、別離が生じていた平成23年8月から平成25年10月まで（ただし、別離状態が解消していた期間を除く。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したこと等を考慮して、平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として上記別離による増額分とは別に月額3万円が、申立人父の就労不能損害について、平成27年3月分から同年12月分まで、避難中の就労状況等を考慮して、原発事故前の収入額の8割相当額と上記期間の実収入額との差額が、それぞれ賠償された事例。
1618	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁を繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払い金122万円を除く。）。
1619	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた8万8750円とは別に、平成23年3月分から平成28年11月分までの生活費増加分として野菜購入費用25万6250円が賠償された事例。
1620	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1．家族別離を余儀なくされたことによる日常生活阻害慰謝料（増額分）として、別離を余儀なくされた期間（平成23年5月分及び同年9月分から平成27年7月分まで）につき月額3万円が、2．原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた26万5000円とは別に、平成23年3月分から平成27年7月分までの食費増加費用として26万5000円が、3．原発事故前は井戸水を利用していたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成23年9月分から平成27年7月分までの水道光熱費増加分として23万5000円が、4．農機具に係る財物損害につき取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割、耐用年数を30年（トラクターは40年）として算定した金額から直接請求手続で支払われた金額を控除した234万8757円が、それぞれ賠償された事例。
1621	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、要介護者を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払い分合計18万円を除く。）が賠償された事例。
1622	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が、原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために増加した面会交通費の増加分につき、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年3回、県内の病院については月3．5回）に基づいて算定した交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額が賠償された事例。

1623	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成23年3月分から末子が小学校に入学する前月である平成29年3月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額7万2000円から月額1万円までの範囲により算定した金額が賠償された事例。
1624	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされたこと等を考慮し、家族別離が生じた後の平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了した平成26年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。
1625	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において病院等を経営する医療法人である申立人について、1. 平成27年3月分以降の営業損害（逸失利益）として、直接請求手続において同損害について既に支払がなされていたものの、費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直し、また、逸失利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、追加賠償が認められたほか、2. 平成27年3月分から平成29年2月分までの営業損害（追加的費用）として、医療活動の再開を図るために雇用していた職員に係る人件費の賠償が認められた事例。
1626	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）について、避難費用、生活費増加費用、避難により退職した申立人母の就労不能損害等が賠償されたほか、業者が実施した除染（コンクリート、ブロックの敷設等を含む。）につき、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額の7割相当額が賠償された事例。
1627	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費が賠償された事例。
1628	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は身体障害等級3級であり、複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については月額3万円が、申立人夫については月額1万円又は月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例。
1629	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に避難し、同年5月に帰還した申立人ら（父母及び子）について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に6万円、申立人母子に併せて6万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に2万円が、避難中に6回にわたって一時立入りをした申立人父の一時立入費用が、それぞれ賠償された事例。

1630	自主的避難等対象区域（福島市）に原発事故当時居住していた申立人ら（大人3名）について、避難のために別居していた申立外祖母を移動させ合流するなど避難活動を進めていたところ、避難活動開始後に申立外の祖母の認知症が悪化し、その介護を余儀なくされたことから、申立人母の精神的損害（増額分）として一時金6万円が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。
1631	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父母及び子ども3名（うち1名は原発事故後に避難先で出生。））について、平成27年3月までに支出した避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例。
1632	旧緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成27年12月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料及び避難先において生活介護施設へ通所するための交通費等が賠償された事例。
1633	居住制限区域（南相馬市小高区）内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害（自宅建物）について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後48年経過時の価値（残価）を新築時点相当の価値の3割として算定した額が賠償された事例。
1634	自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）のほか、一時帰宅費用、避難に伴い失職した父母それぞれにつき原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害、子1名につき平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円又は1万4000円の避難雑費、申立人母の妊娠期間中につき月額2万円の避難雑費等が賠償された事例。
1635	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったことを考慮して、平成23年3月分につき月額5万円、同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、別離の解消後も引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例。
1636	自主的避難等対象区域（福島市）に居住しており、原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害（増額分）として、一時金10万円が賠償されたほか、平成23年8月分までの避難費用等が賠償された事例。

1637	居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故当時は青森県内に所在する社員寮に居住していた申立人子が、体調を崩して退職したことから、福島県外に避難中の申立人父母のもとで療養するために申立人父母の借上げ住宅の近くにアパートを借りたことによって生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料について、申立人父母が避難していなければ実家で療養することができた蓋然性が高いこと等を考慮して全額の約41万円が賠償された事例。
1638	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料10万円のほか、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例。
1639	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子2名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで、家族別離状態であったことを考慮し、月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償されたほか、診断書取得費用及び上記別離期間中に生じた家族間面会交通費が賠償された事例。
1640	会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の平成31年2月から3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故により原木の価格が高騰したとして、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価との差額に、申立会社が原発事故前に保有していた原木の本数である2200本ではなく、事故当時に有していた事業計画等を考慮して、実際に上記平成31年に購入した原木の本数である6500本を乗じた額（ただし、原発事故の影響割合とした8割の限度）が賠償された事例。
1641	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、事故当時1歳の申立人長男及び事故後に出生した申立人二男の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例。
1642	自主的避難等対象区域（桑折町）から母子のみが避難した申立人ら（父母及び子2名）について、生活費増加費用として、平成24年1月分から平成27年3月分まで、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額9500円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額3万円並びに避難先で子が入園した幼稚園の授業料と事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した68万9700円が、上記同期間の避難雑費として子1名につき月額2万円が、それぞれ賠償されたほか、平成31年3月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例。

1643	自主的避難等対象区域（福島市）で果樹園を営んでいる申立人について、高圧洗浄による除染によってぶどうの木が枯れたため新たに苗木を植え替えたものの、新たに植え替えた苗木が成木になるまでの間、当初3年目までは果実の収穫をすることができず、4年目から6年目までも収穫量の減少したことから、新しい苗木から得られた金額と、平成27年9月分から令和元年8月分までの枯死したぶどうの木から得られたであろう金額との差額分が営業損害（逸失利益）として賠償された事例。
1644	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例。
1645	避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢機能の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、③申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、それぞれ賠償された事例。
1646	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の平成23年4月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、申立人夫婦それぞれにつき月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例。
1647	自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、原発事故前は畑で自家消費のための野菜を栽培していたが、原発事故後に行った畑の除染の状況、除染後の放射線量の検出の状況のほかこれらの事情に照らして野菜の栽培を再開することができないこと等を考慮し、平成24年1月分から平成27年3月分までの生活費増加分として野菜購入費用25万3500円が賠償された事例。
1648	地方公共団体が所有する不動産（土地）の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間（避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に1年を加える不動産もある。）を乗じた額（ただし、本件事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額）が、賠償された事例。

1649	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人父の就労先が避難先に所在していたこと等を考慮して、申立人ら全員について平成24年9月以降も避難を継続したことの合理性を認め、同月分から平成26年3月分まで月額10万円が賠償されたほか、申立人祖父について平成23年5月分から平成23年9月分まで、申立人父について平成23年3月分から平成23年9月分まで家族別離が生じたことを考慮しそれぞれ月額3万円が、申立人母について家族別離が生じたこと及び乳幼児1名の世話をを行ったことを考慮して平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円ないし6万円が増額して賠償された事例。
1650	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、1. 避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の通院慰謝料として、直接請求手続における既払金33万1800円とは別に79万5200円が追加して、2. 避難生活により過活動膀胱に罹患するなどした申立人妻の通院慰謝料として、直接請求手続における既払金24万7800円とは別に56万7200円が追加して、3. 申立人夫婦の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けており、また、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮して、直接請求手続における既払金127万5000円とは別に23万5000円が追加して、それぞれ賠償された事例。
1651	会津地方において材木の販売等を業としている申立会社の平成30年7月分から平成31年3月分までの営業損害（逸失利益）について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準とし、また、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わないで算定した額が賠償された事例（ただし、事故後に事業規模を縮小していること等に照らし、原発事故の影響割合を3割とする。）。
1652	自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（父母及び子1名）について、避難費用及び生活費増加費用が賠償されたほか、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、両名合計で3万円の精神的損害（増額分）が賠償された事例。
1653	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成23年3月に取り急ぎ設置した仮の宿舎と、同宿舎からは工事現場への職員の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年4月以降に設置した新たな宿舎について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用等が賠償された事例（当初の仮の宿舎については原発事故の影響割合を6割と、新たな宿舎については同割合を4割とする。）。

1654	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患を罹患して手術や入院をし、その後眼疾患も罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額1万円が、それぞれ賠償された事例。
1655	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父母、子4名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、1. 避難により申立人祖母とその他の申立人6名との別離が生じたことを考慮し、申立人母に対し、別離が生じた平成23年3月分から申立人父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円。）が、2. 申立人母が避難先で乳幼児である申立人子のうちの1名の育児をしたことによる負担等を考慮し、申立人母に対し、上記1とは別に、平成23年3月分から同乳幼児が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万6000円。）が、3. 申立人子のうちの1名が避難期間中に妊娠・出産し、その後も避難生活を継続しながら申立外乳幼児の世話をしたことを考慮し、同申立人に対し、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1656	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、息子夫婦及び孫）のうち被相続人及び申立人祖母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した息子夫婦及び孫と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められたほか、平成25年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用の一部の賠償が認められた事例。
1657	自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に出生））について生活費増加費用（家財道具購入費用等）、平成27年3月分までの避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母については平成27年3月分までの避難雑費が、会社員であった申立人父については避難に伴う失職により減収が生じた2か月分の就労不能損害が、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母については6か月分相当額の営業損害がそれぞれ賠償された事例。

1658	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、1. 申立人母について、申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分につき月額9万6000円、同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、2. 申立人子2名について、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例。
1659	旧緊急時避難準備区域（南相馬市）に居住し自家消費用の野菜を栽培していた申立人が、避難したことにより自家栽培をすることができなくなって増加した食費について、仮に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して自家栽培は断念せざるを得なかったであろうことを考慮して、避難継続の合理性が認められた期間を超えて、平成27年3月分まで賠償が認められた事例。
1660	旧緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（逸失利益及び追加的費用）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の2割に当たる額と伐採時である平成27年5月から令和元年5月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の8割に当たる額の合計額に原発事故の影響割合を考慮して7割を乗じた額が既払金（伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額）を控除した上で賠償された事例。
1661	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において本件事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかったため平成23年8月から平成30年1月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円が賠償された事例。
1662	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同区域（楡葉町）で勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の移転に伴い県外へ避難したが、勤務先が県内には戻らないことが決定したため平成25年6月に同勤務先を退職し、同年11月に再就職したことを考慮し、同年8月から平成28年12月までの就労不能損害（事故前収入との差額に、原発事故の影響割合として平成25年8月から同年12月までは10割、平成26年は8割、平成27年は5割、平成28年は3割を乗じた額）が賠償された事例。
1663	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妊娠中であり、また、後には乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、月額3万円（ただし、平成23年3月分から同年6月分までについては、家族別離が生じていたことをも併せて考慮して、月額6万円又は7万2000円）が、申立人父の平成23年3月分から同年6月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離が生じていたことを考慮して、月額3万円又は3万6000円が、それぞれ賠償された事例。

1664	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活をし、また、同自宅に家財を保管していたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料及び40万5000円の財物賠償（家財）が認められた事例。
1665	県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人のしいたけに係る平成30年分の営業損害（逸失利益）について、ほだ場に置いていたほだ木が放射性物質に汚染され、その廃棄をすることが困難であって、また、他にほだ場となるべき土地を有していないことから、依然として栽培を再開することができなかったとして、申立人の米栽培事業が、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。
1666	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において主に菌床シイタケ栽培業者向けのおが粉の製造販売業等を営む申立人について、原発事故の影響によりおが粉の安全性を証明するための放射線検査の実施を余儀なくされたとして、平成29年7月から平成31年3月までに支出した同検査費用及び同検査実施のためのおが粉運搬費用の全額が賠償された事例。
1667	岩手県において陶芸用の薪を加工、販売する申立会社が実施した、樹皮を剥ぐ方法による薪の除染費用について、作業の必要性や資料の提出状況等を考慮し、平成30年8月分から令和元年7月分までの除染に要した費用の概ね3分の1に当たる額が賠償された事例。
1668	栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成23年8月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成28年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約90%に相当する3500万円が賠償された事例。
1669	平成22年秋に設立され、直接請求手続においては東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償として、定額賠償の年額60万円の2倍分の賠償を受けた申立会社について、申立会社の代表者の経歴等に照らせば少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることが可能であったとして、同返済金による額を基に算定した年間逸失利益の2倍分（直接請求手続における既払金120万円を除く。）が賠償された事例。
1670	自主的避難等対象区域から避難した申立人ら（父、母、子及び別世帯の祖父）について、避難費用、生活費増加費用等が賠償されたほか、脳梗塞により入院中であった申立外祖母の原発事故に伴う転院先の確保や介護等を担った申立人母につき、精神的損害（増額分）として4万円が賠償された事例。

1671	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の平成23年3月分から申立人子が小学校に入学する前月である平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母が当時乳幼児であった申立人子の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して223万円（平成23年3月分及び同年4月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を使うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額5万円。同年5月分以降は月額3万円）が、申立人父の平成23年5月分から平成24年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難により申立人母子と別離が生じたことを考慮して27万円（月額3万円とし、原発事故がなくとも別離が生じていたであろう期間があることを踏まえ9か月分とする。）がそれぞれ賠償された事例。
1672	栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、販売先から放射能検査結果の提出を求められていたことや栃木県の放射能対策作業マニュアルにおいてもおが粉の購入時における汚染状況の確認が求められていること等を考慮し、平成31年3月までに実施した製品検査費用（測定費用、送料）及び原木の高圧洗浄作業に要した費用（人件費増加分、水道料増加分、フォークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成23年5月から平成29年5月までのもの。）のほか、平成30年4月から平成31年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。
1673	申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続で支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほかに、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例。
1674	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の自宅建物について、避難中の管理不能によりねずみの糞尿や雨漏りによる被害が生じるなどしたことから、同建物が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等をも踏まえ、平成27年5月頃及び平成29年9月頃に実施した修繕工事に係る費用の2割（ただし、既払金30万円を除く。）が賠償された事例。
1675	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）について、1. 申立人母が高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、申立人母の平成27年3月分から平成29年2月分までの減収分（原発事故の影響割合として平成27年3月分から平成28年2月分までは5割、同年3月分から平成29年2月分までは3割を乗じた額）が、2. 申立人らが、上記夫の介護を行ったこと及び申立人子は乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことを考慮し、申立人母については平成23年3月分から平成30年3月分まで既払金（月額1万円）とは別に追加して月額2万円が、申立人子については平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1676	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成25年6月まで、月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。

1677	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内の建物に無償で居住していた申立人について、同居住が使用貸借契約に基づくものであったと認定した上で、避難先住居の8年分の使用料等相当額が賠償された事例。
1678	福島県内において下水汚泥処理を含む複数の事業を営む申立会社の平成25年4月分から平成28年3月分までの下水汚泥処理事業に係る営業損害(逸失利益)について、申立会社全体でみれば売上高が回復している時期も上記期間内にあるものの、下水汚泥処理以外の事業の受託量が増加したことによる回復であり、下水汚泥処理事業とそれ以外の事業との工程及び人的・物的資源は別個独立しており、各事業の売上高も両立し得ることから、申立会社全体の売上高の減少ではなく下水汚泥処理事業単体での売上高の減少に基づき原発事故の影響割合(8割)等を考慮して算定した金額が賠償された事例。
1679	会津地方において田舎での生活を目的とする不動産の売買仲介等を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立人の平成27年8月分以降の営業損害について、年度ごとに原発事故の影響割合を考慮しながら損害額を算定し、上記1倍相当額とは別に、逸失利益の賠償が認められた事例。
1680	自主的避難等対象区域(福島市)から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら(父母及び子2名)について、平成27年3月までの避難費用(住居費、二重生活の間の面会交通費等)、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用等)及び避難雑費等が賠償されたほか、申立人世帯の副業である農業(米)の平成25年4月分から平成27年3月分までの営業損害(逸失利益)について、原発事故前の確定申告は申立外祖父の名義で行っていたものの、実際には申立人らが農業に従事していたものと認め、基準期間の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として5割を乗じた額が賠償された事例。
1681	申立人夫が所有する避難指示解除準備区域(浪江町)に所在する土地(登記上の地目は畑であるが、現況は空き地)について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地(登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価)と一体として利用されていること及び形状(間口の狭い旗竿地)等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償されたほか、申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例。
1682	自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみ他県に避難した申立人ら(父母及び子1名)の、平成26年1月分から平成27年3月分までの二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費及び面会交通費が賠償されたほか、父が面会交通の際に母子の避難先で使用するために契約した駐車場の平成25年9月分から平成27年3月分までの賃貸料金について、使用頻度等を考慮して5割の限度で賠償された事例。
1683	自主的避難等対象区域(郡山市)から中国地方に避難した申立人ら(父子)について、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償されたほか、パソコンのサポート業務等を行っていた申立人父の就労不能損害として、6か月分の減収相当額が賠償された事例。

1684	宮城県において川魚を養殖し、取引先である地元の観光宿泊施設等に販売する申立人の平成29年1月から同年12月までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、宮城県内の天然川魚の一部が出荷制限となっていること、取引先が多く所在する地区の観光客入込数が回復傾向にあることなども踏まえ、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。
1685	旧緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人らが同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったために管理できず、廃棄することを余儀なくされたとして、建築木材の見積相当額及び同木材の廃棄処分費用が全額賠償された事例。
1686	旧緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らの財物（家財（主として布製品））について、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず雨漏り等が生じたことにより財物価値を喪失したと認められるとした上で、購入時期や価格等についての提出資料を踏まえ、購入価格の一部が賠償された事例。
1687	住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、申立人の個人事業に係るメール等の提出資料から、申立人は、避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に所在する実家でも一定程度生活していたことが認められるとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。
1688	自主的避難等対象区域（福島市）で食品の製造販売業を営む申立会社について、東京電力の直接請求手続においては平成23年3月から同年8月までの営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、貢献利益率を製造業の平均利益率である32%としたが、申立会社の実績による貢献利益率は上記よりも高いとして、これによる差額が賠償されたほか、平成28年7月から平成30年12月までの食品の製造過程で利用する井戸水の検査費用の約7割が賠償された事例。
1689	自主的避難等対象区域（相馬市）において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営む申立人の平成28年8月分から平成30年7月分までの営業損害（追加的費用）として、仕入先が遠方になったことや観光客の減少による売上減少を補うために営業時間を増加変更したことによって生じた人件費（給料手当等）の一部（原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて1割ないし4割とする。）が賠償された事例。
1690	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料について、申立人母が、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴って、他所で勤務することとなったこと等を考慮し、平成26年3月分まで賠償された事例。

1691	居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症等の持病につき申立人母の平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用や、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん、脳出血となり要介護状態となった亡父の平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料、付添費用及び平成28年4月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）が認められたほか、原発事故前はパート就労していた申立人妻が、原発事故後、亡父や申立人母の日常的な介護のために再就職をすることができなかったことによる平成29年8月から平成30年6月までの減収分について、平成29年9月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めたことも考慮して原発事故による影響割合を乗じた上で、生命身体的損害に係る就労不能損害として認められた事例。
1692	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続では原発事故と相当因果関係が認められない売上減少が含まれているとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例。
1693	帰還困難区域（双葉町）において施設経営をしていた申立人の平成29年3月分から平成31年2月分までの営業損害（逸失利益）について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、原発事故の影響割合を平成29年3月分から平成30年2月分までは3割、同年3月分から平成31年2月分までは1割とした金額（これは東京電力が平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき算定した自認額を上回る金額である。）が賠償された事例。
1694	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住する申立人らの住居周辺の屋敷林について平成27年に除染目的で行った伐採及び整地作業について、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人らや近隣住民が実施した部分に係る労賃分等につき、立証の程度を考慮し、いずれについても5割の限度で賠償された事例。
1695	居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら（父母及びいずれも成人の子3名）について、避難生活中の生活費増加費用（事故前は自家消費用に栽培していたことにより負担のなかった米及び野菜に係る食費並びに井戸水を利用していたことにより負担のなかった水道費等）、申立人父が所有していた農機具等の財物損害が賠償されたほか、原発事故の被害者であることから職場でいじめを受けたことによりうつ病を患い就労が困難となった申立人子1名の、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料等の生命身体的損害、平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害（原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減して考慮。）が賠償された事例。

1696	帰還困難区域（浪江町）において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では客観的資料に乏しいとして月額5万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成23年3月分から平成27年2月分までの期間につき合計40万円（直接請求手続における既払分240万円を除く。）、平成27年3月分以降の期間につき、東京電力による平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償分として20万円（直接請求手続における既払分120万円を除く。）が賠償された事例。
1697	茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社の営業損害について、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益のほか、出荷制限・自粛を回避するために平成25年2月から同年5月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用（ハウス建設関連費用については原発事故の影響割合を3割として算定。）が賠償された事例。
1698	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、原発事故により同居していた亡父母と別々に避難したことや、自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなくてはならなくなったことなどを考慮して平成23年3月から平成25年1月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）や生活費増加費用が認められたほか、財物損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して、追加賠償された事例。
1699	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫婦間に別離が生じていた平成23年5月分から平成25年3月分までは夫婦それぞれに月額3万円が、また申立人夫婦が同居して以降も両親との別離が継続していた同年4月分から平成26年8月分までは夫婦合わせて月額3万円が賠償されたほか、申立人夫婦が同町内に有していた墓の移転費用について、墓石解体費用の全額及び避難先における墓石等建立費用の7割（ただし、既払金150万円を除く。）が賠償された事例。
1700	居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人ら（父母及び原発事故当時高校生の子1名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子の通う高校が閉鎖されて県外の避難先の高校に転校して申立人母子が避難を継続した一方で、申立人父は仕事のためいわき市で生活して別離が生じていた平成23年5月から平成25年3月までの期間につき、申立人母子分と申立人父分それぞれに月額3万円が賠償され、申立人子が県外の高校を卒業した後についても、申立人父が引き続き仕事のためいわき市で生活していたことを考慮し、申立人父分として、平成25年4月分から平成29年9月分までの期間につき月額2万円、同年10月分から平成30年3月分までの期間につき月額1万円が賠償された事例。
1701	自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る平成31年4月から令和2年3月までの営業損害（逸失利益）について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね5割の限度で賠償された事例。

1702	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、申立人夫が頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職し、同年11月には脳出血を、平成31年2月頃には統合失調症を発症したのは、避難生活によるストレスが原因の一つであるとして、平成29年10月から令和元年6月までの申立人夫の生命・身体的損害に係る就労不能損害（ただし、原発事故の影響割合を、平成29年10月から平成30年8月までの間は5割、平成30年9月から平成31年1月までの間は2割5分、平成31年2月から令和元年6月までの間は5割として算定）のほか、平成29年11月から令和元年8月までの生命・身体的損害（通院慰謝料の一部や通院交通費等）が賠償された事例。
1703	居住制限区域（富岡町）において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成30年4月分から平成31年3月分までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、5割の限度で賠償された事例。
1704	自主的避難等対象区域において水産加工業を営む申立会社が、原発事故に伴い実施した平成29年3月分から平成31年2月分までの放射線検査費用について、原発事故の影響割合を輸入規制国向け製品分は8割、国内等向け製品分は5割、製造過程において使用する井戸水分は2割として算出した金額が賠償された事例。
1705	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活をし、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、この避難に伴う一連の移動に合理性を認めて避難費用（移動交通費）のほか、生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例。
1706	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、母、子、子の妻、及び孫4名（原発事故後に出生））の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、1. 世帯代表者である申立人子に対し、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）が、2. 申立人子の妻に対し、避難先において妊婦であったこと及び乳幼児である申立人孫らの世話をしたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、3. 申立人祖母に対し、身体障害等級3級及び要支援2であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金127万5000円を除く。）が、4. 申立人母に対し、避難先において申立人祖母を介護したことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

1707	申立人ら（母及び子3名）のうち居住制限区域（浪江町）から福島市に避難した申立人母について、原発事故前は車で5分の場所に居住し週に数回面会していた祖父母（申立人母の実父母）がいわき市へ避難したことにより支出した平成23年3月分から平成24年5月分までの面会交通費が賠償されたほか、避難生活中に幼児の世話をしたこと等を考慮し、平成23年3月分から福島市に建築した新居に転居した平成25年5月分まで日常生活阻害慰謝料の増額（平成23年3月分につき6万円、同年4月分以降は月額3万円）が認められ、また、原発事故前から予定していた結婚式を申立外夫の母親の避難先である県外で行わざるを得なくなったとして、挙式場所までの移動費用（往復分）が東京電力の直接請求における算定基準により賠償された事例。
1708	居住制限区域（富岡町）からペットと共に避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成23年5月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年7月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能なペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成23年5月分から平成28年3月分まで世帯全体として月額3万円が賠償された事例。
1709	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名の合計4名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母子は福島県外に避難をしたものの、申立人父が仕事を継続する必要から避難をすることができなかったために家族間別離が生じたことから、別離期間である平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償されたほか、申立人母について平成26年9月分から平成27年2月分までの月額8万4000円の就労不能損害が賠償された事例。
1710	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成26年3月分までの申立人母子らの日常生活阻害慰謝料並びに平成28年3月分までの二重生活による生活費増加分及び面会交通費の賠償を認めたほか、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児を連れながらの避難であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例。
1711	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成23年12月分から平成27年12月分まで、申立人妻については乳幼児を養育しながらの避難となったことを考慮して平成23年6月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成29年3月分まで、申立人夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。

1712	自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償されたほか、申立人らの居住していた地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が存在すること、申立人らの原発事故時の住所地の放射線量、生活状況及び避難状況等を考慮し、同地点が設定された平成23年11月分から同設定の解除後相当期間が経過する平成25年3月分まで1人当たり月額7万円の精神的損害が賠償された事例
1713	会津地域においてペンションを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成22年1月から同年12月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成21年及び平成22年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成18年から平成22年までの5年間（それぞれ1月から12月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成23年3月分から平成27年7月分までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）。
1714	自主的避難等対象区域（いわき市）において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）について、避難指示等対象区域内にある一部の取引先に係る減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を8割として算定した損害額（ただし、上記1倍相当額の既払金を除く。）の賠償が認められた事例。
1715	居住制限区域（浪江町）の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を用意せざるを得なくなったとして、平成23年3月分から同住居を退去した平成24年12月分までの家賃等の避難費用が賠償された事例。
1716	帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成23年3月分から平成27年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である1か月当たり5万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額が賠償されたほか、申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立外母の介護をしながら避難生活を継続したことを考慮し、その間、月額3万円が賠償された事例（ただし、いずれも既払金は除く。）。
1717	自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費のほか、線量計購入費、申立人母の甲状腺検査費用、申立人母子の検査交通費が賠償された事例。

1718	平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子2名）について、避難準備を開始した平成24年1月分から平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償されたほか、自主的避難に伴って申立人父が経営していた飲食店を閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前3年間の売上げの平均値を基に算定した6か月分の貢献利益が賠償された事例。
1719	会津地方でこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成28年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成28年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の7割とされている。）の2割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の7割）に原発事故の影響割合を考慮し更に4割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例。
1720	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成24年6月分から平成26年2月分までの通院慰謝料及び通院交通費が認められたほか、原発事故時に使用貸借していた住居から避難し、新たに避難先で住居を賃借したことによって負担した申立人らの家賃費用等について、住居確保損害として賠償が認められた事例。
1721	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して日常生活障害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、平成28年1月に実施した屋敷林の除染目的の伐採費用の7割相当額が賠償された事例。
1722	居住制限区域にある自宅から要介護状態である高齢の母と共に避難した申立人について、平成23年11月から平成27年10月までの間に計3回、避難先から母を連れて自宅へ一時立入りした際に負担した、母を介助するために同行した妹夫婦の宿泊費等が賠償された事例。
1723	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子2名の5名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子2名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成23年4月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活障害慰謝料の増額が認められたほか、申立人父及び母の就労不能損害として、申立人祖母及び申立外祖母の介護に従事せざるを得なかったこと等を理由に平成27年3月分から平成28年2月分まではそれぞれの減収分の10割が、同年3月分から同年12月分まではデイサービスが一週間当たり2回程度利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の5割が、平成29年1月分から同年12月分まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の2割5分の賠償が認められた事例。
1724	茨城県において遊漁船業を営む申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの営業損害（逸失利益）について、申立人に発生した費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで、東京電力の直接請求手続において採用された貢献利益率が見直され、その結果の増額分が賠償された事例。

1725	県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子3名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成23年6月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成25年12月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費等が賠償された事例。
1726	福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成27年8月から平成29年3月までの営業損害（逸失利益）について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として算定した損害額の賠償が認められた事例。
1727	岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社について、前件の和解仲介手続において対象となった平成23年3月分から平成27年6月分までの逸失利益につき追加人件費の控除を見直して算定した結果として増額分の賠償が認められたほか、風評被害によって廃棄を余儀なくされた在庫商品につき、年ごとに原発事故の影響割合を考慮した平成23年から平成26年までに仕入れた原材料等の廃棄在庫相当額や、平成27年11月から令和2年6月までに在庫を廃棄する際に要した費用の賠償が認められた事例。
1728	繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、①畜産業に係る逸失利益（平成26年3月分から平成29年6月分まで、原発事故の影響割合は5割から1割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、基準期間の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、②上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（原発事故の影響割合は8割。）、③直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成27年4月から同年9月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）、④直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（平成27年4月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割。）、⑤直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（原発事故の影響割合は3割。）のほか、⑥避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成26年3月分から平成29年2月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成27年10月分から平成29年2月分までにつき原発事故の影響割合を7割。）が賠償された事例。

1729	旧緊急時避難準備区域（田村市）内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内（田村市）にあったことが認められるとして、平成23年3月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成23年3月分から同年8月分までは月額5万円。）が賠償された事例。
1730	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料（月額12万円）の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成29年1月以降要介護2）での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分（月額12万円）及び同年4月分（月額10万円）の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例。
1731	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内に所在する居宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態（亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。）にあり、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったことを考慮し、平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、亡父については月額6万円の増額、亡母については月額3万円の増額がそれぞれ認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分（ただし、いずれも既払分を除く。）が賠償された事例。
1732	避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人夫婦について、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として約37万円の賠償に加えて、魚介類の購入費相当分として約27万円の賠償が認められたほか、避難によって同居していた申立人夫の母との別離が生じた平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められた事例。

1733	帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら5名（祖母、父、母及び未成年の子2名）について、原発事故による避難に伴い家族の別離を強いられたことを考慮し、日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人らの別離の状況等を時期ごとに検討し、平成23年4月から同年8月までは世帯全体分として月額2万円、同年9月から平成28年10月までは世帯全体分として月額5万円がそれぞれ賠償されたほか、令和2年3月までの避難先から自宅への一時立入費用が賠償された事例。
1734	自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償されたほか、令和2年4月に申立人母が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された事例。
1735	自主的避難等対象区域（相馬市）で旅館業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき対象期間の逸失利益額の2倍分の賠償を受けた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続において賠償を受けた平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益の算定の際、旅館に設置した自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ、逸失利益の算定方法を見直し、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益（129万7937円）の追加賠償を認めた事例。
1736	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難をした申立人について、申立人が糖尿病に罹患していたところ、避難先において十分な食事管理ができなかったこと及びインシュリン注射を入手できなかったこと等の事情を踏まえ、平成23年3月及び同年4月について月額3万円の日常生活障害慰謝料（増額分）が賠償された事例。
1737	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人夫婦について、申立人夫が避難先で就職し、その就労が継続していたことを理由に平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難先で同居していた申立人夫婦それぞれに平成24年9月から平成26年3月までの日常生活障害慰謝料（月額10万円）の賠償が認められたほか、申立人妻の就労不能損害として、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から平成27年3月まで減収分の賠償が認められた事例。
1738	自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故後に自主的避難を検討したものの、避難先での生活費の負担や申立人母の再就職等の問題から最終的には避難を断念した申立人ら（祖父、父、母及び未成年の子）について、避難の準備のために借りたアパートの家賃の一部や短期間での避難を行った費用の一部が賠償されたほか、申立人子の通学路の放射線量を考慮して自家用車で送迎したことにより負担した通学費増加費用（ガソリン代）や除染費用等（線量計購入費用、屋根修理及び雨樋交換費用）が賠償された事例。
1739	自主的避難等対象区域で牧場を営み、堆肥等の販売や牧草を栽培していた申立人の営業損害として、平成24年3月から令和元年12月までの堆肥販売に係る燃料費相当分の賠償のほか、売れ残った堆肥が滞留して増加し続けたため、平成25年以降所有する牧草地に大量の堆肥を散布し続けることで処理せざるを得なくなったことによって牧草の収穫が困難になった事情を踏まえ、既に賠償を受けた生産年分以降の平成28年産の牧草の収穫に係る損害の賠償が認められた事例。

1740	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、父は仕事のために外国への避難をしなかったものの、妊娠中の母が平成23年3月から同年12月まで故郷である外国（母の兄弟宅）へ避難し、同月に帰国後改めて平成24年7月から同年12月まで母子で外国（母の実家）へ避難をした申立人ら（子は平成23年9月に避難先で出生した。）について、平成23年3月から同年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び精神的損害（母について、出産前後の状況を踏まえて増額した分を含む。）が賠償されたほか、申立人母及び子の再度の避難は帰国から約7か月後になされているものの、再度の避難の決断自体は平成24年1月頃になされており、避難の実行に時間を要したのは避難先の準備状況にあったこと及び申立人子の年齢が幼いこと等を踏まえれば平成24年7月の再度の避難実行にも合理性があるとして、同月から同年12月までの一時帰宅費用、面会交通費、宿泊謝礼、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例。
1741	県南地域（西郷村）から避難した申立人の精神的損害（増額分）として、持病を抱えての避難であり原発事故当初の時期に相応の苦労があったことを考慮し、10万円が賠償された事例。
1742	居住制限区域（飯舘村）から避難した申立人ら3名（祖母、母及び子）のうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成28年3月に出産し、恒常的に乳幼児である申立人子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮し、平成28年4月から平成29年3月までの期間は、元夫が心身の不調により入院し、自身の心身も不調であったという状況等も踏まえて月額5万円の増額、平成29年4月から平成30年3月までの期間は月額3万円の増額の賠償が認められた事例。
1743	岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成22年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成31年1月から令和元年12月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成31年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例。
1744	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら家族について、避難により家族の別離が生じた期間（平成23年3月から同年4月まで及び同年10月から平成26年8月まで）の日常生活阻害慰謝料の増額（月額3万円）が認められたほか、申立人のうち2名の就労不能損害として、うち1名については、直接請求手続で支払を受けた期間以降の平成26年3月から平成27年2月までの期間の賠償が、もう1名については、原発事故後も勤務を続け平成27年11月に退職したものの、退職の理由が避難によって職場への通勤時間が片道3時間になるなどの勤務条件が悪化したことにより体調を崩したためという事情を踏まえ、退職時である平成27年11月から相当期間経過した平成28年5月までの減収分（ただし、平成27年12月以降は原発事故の影響割合を5割として算定）の賠償が認められた事例。

1745	会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故前はしいたけ栽培用の原木を購入することなく入手していた事情等を考慮して平成27年に購入した原木の購入費用分の賠償が認められたほか、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を考慮して平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益（影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。）の賠償が認められた事例。
1746	帰還困難区域（浪江町）に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、原発事故のために、自宅に亡父の遺体を残したまま避難せざるを得ず、適切な時期に適切な方法によって亡父を弔うことができなかったことに係る慰謝料が認められたほか、避難後に居住地外の火葬場で亡父を火葬せざるを得なかったところ、火葬場のある自治体等の住民登録票の有無で火葬炉使用料が設定されており、住民票登録がないために申立人が支払った火葬炉使用料と住民票登録がある場合の火葬炉使用料との差額分の賠償が認められた事例。
1747	申立人が父親から単独相続した帰還困難区域（大熊町）所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した2筆の土地（登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②）であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例。
1748	自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成20年度から平成22年度までの3年間（それぞれ期間は前年6月から当年5月まで）の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じて算定した損害額が賠償された事例。
1749	避難指示解除準備区域（浪江町）でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して3割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して8割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例。

1750	自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子2名〔第二子は原発事故後に出生〕）について、原発事故直後に避難した後、平成23年8月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成24年7月に避難した一連の避難の経過及び平成27年3月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。）、平成30年3月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例。
1751	自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年5月頃に宮城県に避難を実行した申立人夫婦について、平成23年8月末まで避難継続の合理性を認めた上で、同月末までを対象とする入居諸費用（敷金の一部、礼金、仲介手数料及び鍵交換費用等）、避難先家賃等、家財道具購入費用及び通勤交通費増加費用の賠償が認められた事例。
1752	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額10万円の増額（合計40万円）が認められた事例。
1753	特定避難勧奨地点に設定された自宅（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父、母、子及び叔母）について、身体に障害を持つ申立人子は特定避難勧奨地点の設定が解除された後も避難先で進学した中学校に継続して通う必要性があることに加え、常磐線が不通の状態では自宅から通学することはできないことを理由に、申立人母及び子について平成27年4月から申立人子が中学校を卒業する平成28年3月までの避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料及びその増額分として申立人子については身体の障害があることを踏まえ月額13万円が、申立人母については申立人子の介護を恒常的に行ったことを踏まえ月額11万円が賠償されたほか、上記期間中において特定避難勧奨地点の設定解除後に自宅に戻った申立人父及び叔母と、申立人母及び子との間に別離が生じたことを踏まえ、申立人ら全員分の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円、申立人母の平成23年3月から平成28年3月までの就労不能損害及び申立人らの同期間の生活費増加費用（避難により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例。
1754	自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営む申立人らの平成31年1月から令和元年12月までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実（桃、柿及びりんご）のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成31年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が賠償された事例。

1755	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）のうち申立人母及び子2名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患に罹患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月から平成27年7月まで、当時の状況に応じて月額3万円から9万円（合計312万円）の賠償が認められた事例。
1756	原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の賃貸住宅に居住していた申立人らについて、避難費用として平成25年4月分から平成30年3月分まで申立人らが実際に負担した家賃相当額、また、借家に係る住居確保損害として東京電力の直接請求における賠償基準に基づく金額が賠償されたほか、財物損害として自宅から持ち出せなかった仏壇の賠償が認められた事例。
1757	旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成27年8月以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づいて東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例。
1758	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同所付近に墓を所有し、当該墓について東京電力の平成26年7月23日付けプレスリリースに基づく修理費用12万円の賠償を受けた後、当該墓を移転させた申立人について、賠償済みの修理費用に加えて墓の移転費用の一部を認めたとしても賠償の重複にはならないこと等を踏まえ、墓移転費用（ただし、移転先の近接性や移転に至った経緯等の事情も踏まえて移転費用に7割を乗じ、その金額から賠償済みの修理費用を控除した金額）が賠償された事例。
1759	自主的避難等対象区域（いわき市）において漁業を営む申立人の平成28年9月から平成29年12月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分に上記貢献利益率を乗じた額の8割の賠償が認められた事例。
1760	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例。
1761	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた事例。

1762	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に直接請求で令和2年5月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を4割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例。
1763	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、申立人子らが原発事故前に通園していた幼稚園の費用と避難先で通園した幼稚園の費用との差額分が生活費増加費用として賠償されたほか、原発事故当時5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らを抱えながら避難先での生活に苦労があったこと等を考慮して、平成23年3月から原発事故当時1歳だった申立人子が小学校に入学した前月の平成27年3月まで、月額3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。
1764	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、1. 避難費用として、避難先に支払った宿泊謝礼及び自宅の解体の打合せ・立会いのための一時立入費用が賠償され、2. 財物損害として、原発事故の直前にまとめ買いをしていた犬の餌の購入代金及び避難により置き去りにせざるを得ずに死滅した鳥15羽分の価値相当額が賠償されたほか、3. 日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円（ただし、申立人夫の母について既払金を控除している。）が賠償された事例。
1765	居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で死亡した被相続人の子である申立人ら2名について、1. 被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、要介護状態であったこと及び原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額6万円、同年4月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額5万円（ただし、既払金57万円を除く。）が、2. 原発事故時被相続人と同居し、共に避難した申立人1名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成23年3月は月額6万円、同年4月から同年6月までは月額5万円、介護サービスを利用できるようになった同年7月から平成26年4月までは月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1766	帰還困難区域（双葉町）において自ら農地を所有し又は賃借して米作（以下「自営・小作」という。）を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部（以下「受託業務」という。）を行っていた申立人について、避難により農作業を行えなくなったことは受託業務においても自営・小作と同様であるとして、直接請求手続において自営・小作について既に賠償を受けていた平成30年4月分から令和元年12月分までの期間について、受託業務に係る営業損害（逸失利益）として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した金額が賠償された事例。

1767	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び原発事故後に出生した子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成23年7月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、平成23年3月は月額5万円、同年4月から同年7月までは月額4万円、同年8月から平成24年8月までは月額3万円が賠償されたほか、申立人母の就労不能損害について、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から平成26年7月までの減収分（原発事故の影響割合は10割から3割まで漸減）が賠償された事例。
1768	避難先から居住制限区域（浪江町）の自宅に帰還して生活していた申立人について、国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があつて放射線量が高いまゝとなっており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかったため、申立人が業者に依頼し、令和2年10月頃に実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その5割相当額が賠償された事例。
1769	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたことなどの事情を考慮し、平成23年10月から平成30年3月までの期間中、夫婦合わせて月額3万円の増額が認められた事例。
1770	地方公共団体が所有する不動産（建物）220棟の財産的損害について、原発事故時の時価については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し（比較的新しいものについては実取得額のまゝとしたものもある。）、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価（円／1平方メートル）を用いた算定基準によるなどして算定した上で、帰還困難区域所在の建物は全損扱い（時価額の100パーセント）とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して賠償された事例。
1771	自主的避難等対象区域（福島市）から平成24年2月に祖母を除く4名で避難した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子2名）について、避難費用（引越費用、避難交通費）、家財道具購入費用、平成27年3月分までの面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加分が賠償されたほか、子2名について平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例。
1772	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難先を転々としたこと、申立人らの中に身体障害があつたり知的障害があつたりする者がいたこと、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成23年3月から同年6月までは月額12万円、避難先が落ち着いた後の同年7月から平成25年6月までは月額9万円、同年7月から平成30年3月までは月額7万円（ただし、既払金170万円を除く。）が、それぞれ賠償された事例。
1773	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月まで月額3万円が申立人母子それぞれに賠償され、同年4月から平成30年3月まで月額2万円が申立人母に賠償された事例。

1774	自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成31年4月に避難先から自宅に帰還した際に支出した引越費用の全額が賠償された事例。
1775	地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子1名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成25年11月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金10万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償されたほか、申立人夫については前記送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成26年9月分までの実費相当額が賠償された事例。
1776	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の介護施設に入所していた被相続人について、原発事故により新潟県の施設に転所せざるを得なくなり、また元の介護施設に戻って以降も、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中での生活を余儀なくされたこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①新潟県の施設に避難していた平成23年3月から同年12月までは一時金として50万円、②元の介護施設に戻って以降の平成24年1月から同年8月までは月額3万円の増額が認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分（ただし、①の期間について20万円、②の期間について16万円の既払金を除く。）が賠償された事例。
1777	帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営み、直接請求手続で平成23年3月から平成27年2月までの減収率を100%とする逸失利益及び平成27年3月以降の将来分として東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく減収率を100%とする年間逸失利益の2倍分の営業損害の賠償を受けた申立人について、逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し、これに基づいて平成24年6月から平成27年2月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された事例。
1778	居住制限区域（浪江町）において理容業を営んでいた申立人について、原発事故前に一時休業していたものの、平成23年4月までに営業再開を予定しており、営業再開の蓋然性が高かったと認めた上、①平成23年3月から平成28年2月までの逸失利益として、損害額の立証の程度等を考慮して逸失利益を概算で月額5万円とし、原発事故時の申立人の年齢等も考慮して原発事故の影響割合を7割として算定した額が、②営業用資産の財物損害として、原発事故時の価格を購入時期等も考慮して取得価格の1割とし、原発事故の影響割合を5割として算定した額が、それぞれ賠償された事例。

1779	自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前件において東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償されたものの、令和2年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、前件及び前々件と同様の算定方法により令和2年分まで4年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例。
1780	自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成23年中の放射線検査費用が賠償された事例。
1781	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定以上の家財について、東京電力による家財定額賠償の枠外として、着物及び家具の耐用年数を20年、電化製品の耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例。
1782	申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級2級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金85万円を控除のうえ賠償されたほか、就労不能損害について平成28年3月分から中古住宅を購入してから1年後となる平成28年6月分まで原発事故の影響割合を3割として賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例。
1783	県南地域でそばを栽培し販売していた申立人の風評被害に伴う販売価格の下落による営業損害について、直接請求手続においては、原発事故前のそば1俵の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、令和元年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である9659円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の平成22年当時の販売数量を乗じた額が損害額とされたが、これを算定し直し、原発事故前の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、平成22年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である1万9955円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の令和元年の販売数量を乗じた額を損害額とし、平成31年1月から令和元年12月までの逸失利益が賠償された事例。

1784	新潟県で原木乾しいたけ栽培業を営む申立人について、しいたけの出荷制限の状況や市況のほか、申立人の出荷態様、取引価格の下落に伴い長期間の冷温保管といった原発事故前と異なる対応をしたこと等を考慮し、風評被害による営業損害として、平成23年12月から平成26年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合を4割として算定。）及び平成23年3月から平成26年12月までの乾しいたけ保管費用（原発事故の影響割合を7割として算定。）が賠償された事例。
1785	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例。
1786	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月（手術前）までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償されたほか、自宅の管理費用や家族間の面会交通費（増加分）も賠償された事例。
1787	帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財（婚礼簞笥、ピアノ、着物、食器棚等）について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数（10年ないし40年）に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除）が賠償された事例。
1788	自主的避難等対象区域（いわき市）から平成24年2月に避難した申立人ら（父母及び子1名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。

1789	旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（母及び子2名）について、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用（①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用に栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額）が賠償されたほか、申立人母について、体調不良等のために就労が困難であった事情を踏まえて、東京電力に対する直接請求手続では未払であった平成25年1月から平成27年2月までの就労不能損害（ただし、平成26年3月以降分については、一定の収入があること等も考慮して、原発事故前の収入額に基づき原発事故の影響割合を5割とし、現実の収入額を控除して算定した。）が賠償された事例。
1790	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（母子）について、避難生活により精神疾患を発症した申立人子の生命・身体的損害として、申立人子が成人した後の期間も含む令和元年12月から令和2年12月までの通院付添費が、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、通院1回当たり3300円として算定され賠償された事例。
1791	居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成30年3月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分）まで賠償されたほか、トラクター等の農機具に関し、前回の申立てにおいて和解から除外された分について、新たに提出された資料に基づいて財物賠償が認められた事例。
1792	福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営む申立会社について、①平成29年7月から同年12月までに実施した、洗車設備から発生する汚泥の放射能検査費用（ただし、検査の必要性等を考慮して請求金額の5割）及び②平成29年9月に実施した、放射能検査までの間に店舗に滞留した汚泥の現況調査費用（ただし、調査の必要性等を考慮して請求金額の1割）が賠償された事例。
1793	避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人が、避難先が狭く運び入れることができなかった家財等を保管するために借りたレンタルルームの賃料について、平成30年3月までに発生した賃料相当額が賠償されたほか、平成30年3月までに発生した家財道具移動費用（ただし、既払金を除く。）、平成25年8月に檜葉町の自宅において実施した除草工事費用（ただし、原発事故の影響割合を5割として算定。）及び家財の処分費用等が賠償された事例。
1794	母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したことを考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、障害者用ベッド等の購入費用の一部や平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例。

1795	帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箆笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の2割又は東京電力の自認する額（ただし、それらの合計額から既払金20万円を除く。）が賠償された事例。
1796	自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和2年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和2年の販売単価との差額（下落額）に令和2年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合6割を乗じたもの。）が賠償された事例。
1797	原発事故当時、福島県外に居住していたが、平成23年6月に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居した申立人らについて、原発事故以前から転居先で一戸建て住宅を建築中であり、完成後は転居を予定していたこと等の事情を考慮し、原発事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、中間指針第一次追補及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償を認めたほか、同一戸建て住宅の除染費用、高圧洗浄機購入費用が賠償された事例。
1798	自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る令和2年4月から令和3年3月までの営業損害（逸失利益）について、福島市産のユズに依然として出荷制限が課せられていることから、原発事故との相当因果関係は認めた上で、販売可能なユズの個数に関する立証の程度等を考慮し、請求額の5割の限度で賠償された事例。
1799	大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいた申立人（本店は千葉県）が同工場において所有し、令和元年5月に国の中間貯蔵施設整備事業に基づき損失補償を受けていた工作物等の事業用資産について、取得時の価格を基準として、各財物の使用可能期間を検討して原発事故時の残価を算定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を割合的に控除した額が賠償された事例。
1800	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人自身が障害（身体障害等級2級）を抱えつつ、避難中に身体障害等級4級の認定を受けるに至った配偶者を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて3割から5割の増額賠償が認められたほか、避難費用及び生命・身体的損害が賠償された事例。

1801	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した被相続人ら（亡祖父、亡祖母）、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例。
1802	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子2名）のうち、1. 子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、2. もう1名の子については、避難の開始が平成23年10月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成24年8月まで）が賠償された事例。
1803	自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年12月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったためただちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人母の平成25年6月までの就労不能損害、平成27年3月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、一時帰宅費用及び避難雑費が賠償された事例。
1804	自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成23年3月から同年12月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、前年の売上実績がないことから、平成24年の売上額を参考にして対象期間の想定売上額を算定することとし、原発事故関連の売上げがあったこと及び開業1年目であることを考慮して平成24年の売上額の5ないし6割を対象期間の想定売上額とし、その額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割の金額が賠償された事例。
1805	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の住居確保損害（借家）について、東京電力の直接請求手続においては、東京電力の賠償基準に基づく定額賠償（2人世帯。223万円）がなされていたところ、これを算定し直し、避難後の現住所地の家賃相場と原発事故当時の実際の家賃との差額の8年分に入居時の負担金（ただし、敷金は負担額の3割。）を加算した額（ただし、上記既払金を控除。）が賠償された事例。

1806	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成２３年３月から平成２７年８月まで避難を継続した申立人ら（父母、原発事故時１歳の子）について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成２４年１月から同年８月までの避難雑費（月額２万円）のほか、平成２７年１月から同年８月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例。
1807	居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額１０万円（平成２３年３月分～同年５月分）、月額４万円（平成２３年６月分～平成２４年６月分）、月額６万円（平成２４年７月分～平成２７年２月分）、月額８万円（平成２７年３月分～平成３０年３月分）が賠償された（ただし、既払金を除く。）ほか、生活費増加費用（症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用）が賠償された事例。
1808	自主的避難等対象区域（いわき市）に本店を有し冷凍食品の卸売業を営む申立会社の、主に相双地区の取引先に関する営業損害（間接損害）について、同地区が原発事故による避難指示等対象区域となり、取引先の避難により売上げが減少したなどの事情を考慮して、平成２６年８月分から平成３０年３月分まで、原発事故の影響割合を５割として賠償された事例。
1809	帰還困難区域（双葉町）に居住し、自宅近くの店舗に勤務していた申立人の平成２８年３月以降（前件ＡＤＲにおいて平成２８年２月までは賠償済み）の就労不能損害について、家族が疾病や障害を抱えていて目が離せないものの、避難先では家族に常時目配りをしながら就労できる適切な環境が見つからず、就労が困難な状況が続いていたことを考慮し、平成２８年３月から同年７月までは原発事故前の給与の３割相当額が、同年８月から同年１２月までは同じく１割相当額が賠償された事例。
1810	避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楡葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成２５年６月から平成２６年２月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成２６年３月から平成２９年２月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成２６年３月から平成２７年２月までは１０割、平成２７年３月から平成２８年２月までは８割、平成２８年３月から同年８月までは５割、平成２８年９月から平成２９年２月までは３割として算定した額の賠償が認められた事例。

1811	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の、妻が所有していた着物や、平成22年12月から居住を開始した新築の自宅用に新調していた家電等の家財について、東京電力による定額賠償（大人2名分）には含まれない高額家財として財物賠償が認められたほか、自宅を新築するため一時的に近所に別居していたものの平成23年5月には新しい自宅において再度同居する予定であった申立人夫の両親との家族別離が生じたことによる精神的苦痛について、平成23年3月から申立外母が介護施設に入居した平成25年11月まで、日常生活阻害慰謝料が月額3万円増額して賠償された事例。
1812	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び夫の両親）について、家族間に別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで世帯全体として月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、平成30年12月に申立人妻が自宅に帰還した際の引越費用、令和元年5月から令和2年7月までの間に動物被害対策としてビニールハウスに網を張った際のコスト（2回分）の5割相当額等が賠償された事例。
1813	原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）の5割相当額及び原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が賠償された事例。
1814	自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生））について、避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び避難雑費（平成27年3月まで）並びに母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用が賠償されたほか、申立人らが長期間安定した避難生活を送るために遠方に転居するにあたり、申立人父が原発事故時の勤務先を退職したことにより生じた就労不能損害の賠償が認められた事例。
1815	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人について、原発事故前に予定していた自宅から通学可能な県内の専門学校への進学を取りやめ、平成24年4月に県外の専門学校へ進学し、単身生活をしたのは県外避難の側面があることを考慮して、平成24年3月から19歳となる前までの生活費増加費用（家財道具購入費用、アパート家賃、水道光熱費等）と、専門学校卒業後平成27年3月に自宅に帰還した際の帰宅費用について、それぞれ5割の金額が賠償された事案。
1816	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成28年1月から平成30年12月までの一時立入費用及び家族間における面会交通費が賠償された事例。
1817	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、勤務先の移転に伴い平成25年3月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成25年3月から平成31年2月までの生活費増加費用、家族間面会交通費及び日常生活阻害慰謝料の増額分（3割、慰謝料は平成30年3月まで）が賠償されたほか、平成23年4月から他県で就職予定だった子について、十分に準備ができないまま新生活を迎えたことに対する慰謝料（一時金として30万円）等が賠償された事例。

1818	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、1．日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成30年3月までの間の別離期間（再別離期間を含む。）について世帯全体に対し月額3万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償されたほか、2．別離が再度解消した平成31年3月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を8割として算定。）が賠償された事例。
1819	原発事故時においては自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例。
1820	自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成25年10月から平成30年3月までの申立人子2名の甲状腺検査費用が賠償されたほか、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例。
1821	幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例。
1822	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、原発事故前よりも業務量が増加したこと等によりやむなく平成25年3月に同社を退職していわき市へと帰還した申立人について、帰還時の転居費用（交通費）のほか、退職した平成25年4月から平成27年3月まで2年間の減収分（ただし、原発事故の影響割合を8割から4割に逡減。）を含む就労不能損害が賠償された事例。
1823	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子3名（うち1名は原発事故後出生）について、申立人母が平成24年春に避難先において第三子を出産したことや亡父の体調不良等を理由に、亡父も含めた世帯全員について同年9月以降平成25年12月まで（亡父は死亡時まで）の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料（1人当たり月額10万円）が賠償された（ただし、子らについては既払金を除く。）ほか、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。

1824	避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成30年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円（別離前の平成23年6月までは2万円）の日常生活障害慰謝料（増額分）が、母については、原発事故により勤務先が他県に移転して単身赴任となったことに伴う家族間面会交通費につき平成23年7月から平成30年3月までの実費相当額が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活障害慰謝料（増額分）が（平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。）賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例。
1825	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成25年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年1月から平成25年3月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例。
1826	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら家族（父母、乳幼児2名）について、当初父母及び子らで避難したものの、父が勤務の都合上郡山市に帰還したため、二重生活となったこと等を考慮し、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（宿泊謝礼、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分、自家消費野菜分）及び避難雑費が賠償された事例。
1827	避難指示解除準備区域（富岡町）に母親（原発事故時80歳代、平成29年3月死亡。）と二人で居住していた申立人（母親の唯一の相続人）について、避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になっていった母親を介護したことを考慮して、母親の生命・身体的損害（母親の医療費、通院慰謝料、通院交通費及び証明書類取得費用）のほかに、日常生活障害慰謝料（増額分）として、母親の要介護状態に応じて、母親（相続分として）については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分が、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分（いずれも既払分を除く。）が賠償された事例。
1828	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）について、身体障害（障害程度等級1級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、避難先の環境等に応じて月額3万円から8万円（合計366万円。ただし、既払金152万円を控除。）が賠償された事例。

1829	避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人夫婦について、1．申立人夫の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続していたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、2．申立人妻の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成23年11月（別離時）から平成30年3月まで月額1万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成25年9月から平成30年3月まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例。
1830	帰還困難区域（大熊町）の自宅に居住していたが、原発事故後、いわき市に自宅を購入し移住した申立人について、新規取得不動産の代金相当額は賠償済みの旧住居の財物損害を超えるものとは認められないが、不動産取得に係る諸費用（登記費用、建物消費税、給水加入金、印紙代）は賠償されていなかったことを考慮して、財物損害とは別の住居確保に係る諸費用が賠償された事例。
1831	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成26年3月から平成29年5月まで月額3万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成27年5月から同年10月まで、それぞれ月額3万円が、既払金を控除した上で賠償された事例。
1832	居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、就労不能損害（平成23年12月から平成27年2月まで）、財物損害（人形等）が賠償されたほか、避難に伴い旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（東京電力の自主賠償基準において旧緊急時避難準備区域は賠償対象外である。）のうち7割が賠償された事例。
1833	自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら（父母、成年の子1名、未成年の子2名及び未成年の孫1名）について、申立人子のうちの1名の就労不能損害が賠償されたほか、平成27年3月までの生活費増加費用（二重生活費増加分等）、避難費用（面会交通費、一時立入費用）、避難雑費等が賠償された事例。
1834	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、乳幼児2名（原発事故時生後1か月の子含む。）を連れての避難生活であったこと、申立人妻は産後間もなく体調が万全でない中で避難を強いられたこと等を考慮し、上記子らの世話の負担の程度等に応じて、平成23年3月は月額12万円、同年4月は月額8万円、同年5月から平成24年10月までは月額5万円、同年11月から平成29年3月までは月額3万円（合計269万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。
1835	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）及び生活費増加費用（社員寮費）が、また、夫については直接請求で未賠償であった平成25年1月から平成26年3月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例。

1836	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の日常生活阻害慰謝料として月額10万円（各自平成24年9月から平成25年1月まで）と、同期間中の家賃負担額の賠償が認められたほか、避難中に夫の両親の介護を担ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として申立人ら合わせて月額3万円ないし6万円（平成23年3月から平成25年1月）が賠償された事例。
1837	帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人父については、妻子との間に別離が生じたことを考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人母については、自身の適応障害、乳幼児（申立外）を連れての避難であったこと及び適応障害である子2名（申立人）の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成27年6月から平成28年6月まで3割の増額分が、申立人子2名については、適応障害に起因して不登校になったこと等を考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。
1838	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子3名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害（1級）を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離（3世代の同居家族が3箇所以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例。
1839	帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地）の財物損害について、原発事故前に同土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地の近くまで水道管が敷設されていること、同土地には竹林が生育していないこと等の事情を考慮し、近隣の宅地の地価を基に、宅地に対する価値の割合を約9割として算定された損害額が賠償された事例。
1840	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例。

1841	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立時は申立人であったが申立後に死亡。）及びその妻又は子である申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人については、要介護状態にあったことを考慮して平成23年10月から平成25年12月まで5割の増額分が、妻については、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成24年6月から平成29年12月まで5割の増額分が、子のうち1人については、うつ病等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成29年12月まで3割の増額分が、それぞれ賠償された事例。
1842	旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め、直接請求手続において賠償未了であった平成24年9月から平成26年3月（退職時）までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）がそれぞれに賠償されたほか、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された事例。
1843	避難指示解除準備区域（楡葉町）に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成23年3月から平成26年2月までは認定された給与額全額が、同年3月から平成27年6月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額が賠償された事例。
1844	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月から同年7月にかけて古く狭小な避難先の住宅で過酷な避難生活を送ったことを考慮して、申立人ら各人に対して一時金10万円（合計50万円）が賠償され、また、申立人（世帯主）に対しては、これに加えて、県外に避難後も原発事故前から勤務している会社に通勤するために自家用車での長距離・長時間通勤を強いられたことを考慮して、平成23年3月から平成28年12月まで（70か月間）については月額3万円、平成29年1月から平成30年3月まで（15か月間）については月額1万5000円（合計232万5000円）が別途賠償された事例。
1845	自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前々件において東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が、前件においてその超過分（令和2年分まで）が賠償されたものの、令和3年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、平成28年12月以前と同様の算定方法により令和3年分まで5年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例。

1846	申立人が所有する避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の建物の財物損害について、不動産鑑定士による評価額及び日本不動産鑑定士協会連合会作成の査定システムによる試算額等を参考に認定した原発事故当時の時価額に、価値減少率を乗じて算定した損害額（ただし、既払金を除く。）が賠償された事例。
1847	原発事故当時、住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあった申立人ら（父、母、長男、次男）について、申立人夫は単身赴任のため、申立人次男は大学に進学して、関東地方に居住していたものであるが、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人夫については、平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の日常生活阻害慰謝料及び中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円の賠償が、申立人次男については、平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償に加え、津波により死亡した祖母及び妹の捜索を原発事故の影響で断念したことに対する慰謝料として、原発事故当時は同居していなかったことを考慮しても、なお合計40万円の賠償が、両名について、自宅に置いていた家財に対する賠償が、それぞれ認められ、また、住民票所在地に居住していた申立人妻と長男についても、避難により同人らの間に家族別離が生じたことを踏まえ、申立人妻の損害として、平成23年3月から平成28年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例。
1848	原発事故当時福島県外に居住し、原発事故後に居住制限区域（浪江町）に所在する墓の祭祀を承継した申立人が行った同墓の移転にかかる費用について、申立人が支出した額の7割が賠償された事例。
1849	帰還困難区域（大熊町）からの避難者（申立後死亡）である被相続人が原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成23年3月分から平成29年5月分まで、月額3万円で算定した金額（東京電力の直接請求手続における月額2万円で算定された既払金150万円とは別に75万円）の日常生活阻害慰謝料の増額分が、相続人である申立人らに賠償された事例。
1850	旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成23年12月から平成29年1月までの生命・身体的損害が認められるとともに、これらの疾病のため平成24年9月以降も帰還できる状態にはなく避難継続が必要かつ合理的であったとして、同月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料及び各月3割の増額が認められた事例。
1851	エジプト等に冷凍魚を輸出する申立会社の平成30年3月から令和3年4月までの冷凍魚の放射線検査費用について、冷凍魚の産地、輸出先国の輸入規制の有無・内容、取引先からの検査要請の有無に応じて、原発事故の影響割合を10割ないし2割として賠償された事例。
1852	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち1名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例。

1853	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額3万円（平成23年3月は3万6000円）が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父（申立外）の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額3万円（既払分を除く。）がそれぞれ賠償された事例。
1854	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、歯科技工士業にかかる営業損害について平成23年3月分から同年4月分まで原発事故の影響割合を5割ないし3割として賠償されたほか、平成23年9月に行った自主除染について作業労賃相当額が、また、平成23年3月から同年4月までの避難について避難交通費・宿泊費・家財購入費用の一部が、さらに、精神的損害について中間指針第一次追補が定める金額に加え、申立外亡祖母（同人を申立人らのうち1名が相続。）が身体障害を有していたことにより8万円の増額分が賠償されるなどした事例。
1855	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が設定された地区で旅館業を営む申立会社の事業再開に要した平成23年3月から平成30年8月までの追加的費用等について、原発事故による申立会社の代表者らの避難中に事業用動産の管理が困難となり毀損されたことを考慮して、原発事故時の事業用動産の状況や原発事故後の修繕・新規購入の状況等に応じて事業用動産ごとに原発事故の影響割合（3割から9割）を定めて賠償された事例。
1856	帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、令和3年5月までに実施した撤去費用の全額及び財物損害（ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。）が賠償された事例。
1857	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後の平成23年5月に出生））について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円が、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円が、平成27年4月から平成30年3月までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1858	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の6%）が賠償されたほか、申立人妹が自律神経失調症を発症したことにつき平成23年6月分から平成30年3月分まで月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償されるなどした事例。

1859	福島県外の東北地方で観光関連の事業を営む申立会社について、原発事故の影響により観光客が減少したことに伴う平成24年3月から平成27年3月までの逸失利益（原発事故の影響割合については平成24年3月から平成25年3月まで3割、平成25年4月から平成26年3月まで2割、平成26年4月から平成27年3月まで1割）の賠償が認められた事例。
1860	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故直後（平成23年5月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続したこと等を考慮して、避難費用（平成28年3月までの面会交通費等）、二重生活による生活費増加費用（平成26年6月までの水道光熱費等）、就労不能損害（請求期間である平成24年5月分から平成26年5月分につき、期間に応じて減収分の3割から10割）、除染費用（平成28年8月分）及び平成24年8月までの期間については日常生活阻害慰謝料の増額分（家族別離、妊婦、乳幼児の世話、介護、要介護及び持病等の理由がある者に対し、それぞれの該当期間について）が、それぞれ賠償された事例。
1861	緊急時避難準備区域（川内村）から自主的避難等対象区域（郡山市）へ避難した申立人ら（母、子（13歳）、子（10歳））について、次男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成24年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額10万円、申立人子らについてそれぞれ月額5万円（月額10万円を認めた上、直接請求で既払いの月額5万円を控除））及び避難期間中に増加した水道代について生活費増加費用が損害として認められた事例。
1862	申立人らが相続により取得した帰還困難区域（富岡町）に所在する土地の財物損害について、同土地の地目は畑であるものの、直接請求手続においては、そのうちの一部賃貸されていた部分については宅地と同等の評価（その余は畑としての評価）により賠償されていたところ、賃貸されていた部分以外も宅地造成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の平米単価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮してその6割を乗じた額が賠償された事例。
1863	自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故により他県産の苗木を入手したり、作業場所を県外に変更したりすることが必要となったとして、平成27年6月分から平成29年5月分までの出張費用（ただし、原発事故の影響割合を9割として算定。）が賠償された事例。
1864	父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用等の賠償が認められたほか、母について、避難中に流産をしたことを考慮して15万円の精神的損害の増額分の賠償が認められた事例。
1865	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、子、夫の母）について、平成23年3月から平成30年3月まで、家族別離を理由として世帯に対して月額3万円、さらに申立人母については避難中に転倒して膝を痛めて治療中であるほか複数の持病を抱えながらの避難であったことを考慮して月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたのに加え、平成23年3月から平成30年2月まで、自家消費野菜が収穫できなくなったことによる生活費増加費用がそれぞれ損害として認められた事例。

1866	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難当初の平成23年3月中に車中泊を伴いながら避難所3か所を含む合計5か所の避難場所を転々としたことを考慮して、同月分の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された2万円とは別に3万円が追加賠償され、また、就労不能損害として、東京電力が支払うことを争わなかった額（直接請求手続では控除された平成23年6月の実際の収入相当額）について賠償された事例。
1867	自主的避難等対象区域（いわき市）において、週3回デイサービスを利用しながら母親（認知症及び糖尿病の持病があり、要介護3の認定を受けていた。）及び父親（下半身不随で、かつ、右手が動かない状態であった。）を主たる介護者として在宅介護していた被相続人について、原発事故の影響で約1か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において父母を常時介護することを余儀なくされたことを考慮し、原発事故発生当初の時期の精神的損害として25万円の増額が認められた上、相続人である申立人らに支払われた事例。
1868	自主的避難等対象区域（いわき市）において予備校を経営していた申立人の平成26年3月から令和2年2月までの売上減少による営業損害について、申立人が平成24年と平成27年の2度にわたり教室を移転しており、特に2度目の移転後の事業形態が原発事故当時とは大きく異なることを考慮して経費算定をした上で、教室の移転や事業形態の変更にについては申立人の経営判断の側面があることから原発事故の影響割合を6割ないし2割とみて賠償額が算定された事例。
1869	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び子3名）に対し、申立人子らのうちにADHD（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったことから避難継続の合理性を認め、平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料として各自月額10万円が賠償され、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし6万円が、申立人子らのうち1名に対し、ADHDにより新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円が、それぞれ賠償されたほか、避難費用（宿泊費）として避難先の賃貸住宅の家賃（離婚により申立人母が負担することになった平成26年8月分から平成28年3月分まで）等が賠償された事例。
1870	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫、妻、成人の長男及び未成年の長女）について、就労、就学等の関係で3か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円（平成23年4月から平成30年3月まで）と、生活費増加費用としての家財道具購入費用（東京電力の直接請求手続で賠償されていなかった平成23年3月から平成24年5月まで）、申立人長男が家族と別離して勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費（平成27年1月から平成30年3月まで）が賠償されたほか、申立人夫及び妻の就労不能損害（申立人夫について平成23年9月から平成24年12月まで、申立人妻について平成24年6月から平成26年2月まで）が賠償された事例。

1871	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（長男、長男の妻、次男、三男）及び被相続人（母）について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が、申立人長男が設置して使用していた井戸2基について財物損害が、帰還困難区域内にあった墓から県外へ改葬するのに要した費用として墓地移転費用が、それぞれ申立人長男の損害として認められたほか、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額5万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら（長男、次男、三男）に支払われた事例。
1872	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、直接請求手続においては資料不足を理由に賠償されなかった就労不能損害を、同手続で提出済みの資料等に基づき損害を認定し、平成23年3月から同年10月までの減収分が賠償されたほか、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）等が賠償された事例。
1873	避難指示解除準備区域（浪江町）において指定難病等の持病がある亡夫及び要介護の亡義母と同居していた申立人について、原発事故により亡夫ら2名を介護しながらの避難生活となったこと等を理由として、介護の実情に応じて、平成23年8月から平成26年1月まで月額3万円（義母の介護及び夫の介助）、平成26年2月から平成27年4月まで月額5万円（義母及び夫の介護）、平成27年5月から平成28年11月まで月額3万円（夫の介護）、平成28年12月から平成30年3月まで月額5万円（夫の要介護状態悪化。なお、別途月額1万円が東京電力に対する直接請求手続で賠償されている。）の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例。
1874	申立人ら（母、成人の長男及び次男）のうち、1. 申立人母については、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した後、亡夫（身体障害者等級3級、要介護4認定）の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、帰還時の引越し費用に加え、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成26年6月までの基礎分及び平成23年3月から平成26年6月まで介護を理由とする月額6万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められ、2. 申立人長男については、住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額3万円の増額分の賠償が認められ、3. 申立人次男については、原発事故時、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であつたところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成27年3月までの基礎分及び平成23年3月から平成27年3月まで障害及び疾病を理由とする月額3万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例。

1875	自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、各避難費用（交通費、宿泊費、引越費用、一時立入費用）、生活費増加費用（家財道具購入）、避難雑費（平成24年4月から平成27年3月まで）及び検査費用が賠償された事例。
1876	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自身が役員を務める宗教団体の支部（いわき市所在）の活動に関連して定期的に同支部へ通う生活を送っていた申立人について、原発事故により国道6号が通行止めになったことに伴い交通路変更を余儀なくされたことにより生じた交通費の増加費用が賠償された事例。
1877	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、東京電力に対する直接請求手続で生命・身体的損害として通院慰謝料等が認められていたが、加えて、いわゆる母子家庭で小学生の子4名（12歳、11歳、9歳、7歳）を連れての避難生活であったこと、避難生活中にうつ状態になったことを踏まえ、日常生活阻害慰謝料の増額として一時金80万円が認められた事例。
1878	避難指示解除準備区域（楡葉町）に居住していた申立人ら夫婦について、生命・身体的損害として、それぞれ通院交通費及び診断書取得費用に加え、申立人夫については、原発事故前から罹患していた高血圧、糖尿病、陳旧性脳梗塞が避難生活において悪化したとして、平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料が、申立人妻については、避難によるストレスから高血圧症、脂質異常症、胃炎を発症したこと等による平成23年3月から平成24年12月までの通院慰謝料に加え、医療照会に対する回答も踏まえ、避難によるストレスにより左突発性難聴を発症して後遺症が残ったと認め、後遺障害等級9級相当の逸失利益及び後遺症慰謝料（ただし、原発事故の影響割合として2割を乗じる。）がそれぞれ認められ、また、申立人らの損害として、平成23年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の基礎分として各自月額10万円、東京電力が包括請求を認めている避難及び帰宅等にかかる費用相当額が、申立人夫の損害として、営業損害、家財にかかる財物損害、避難交通費、自家消費野菜相当額の生活費増加費用、一時立入費用、その他交通費が、それぞれ認められた事例。
1879	会津若松市において下水汚泥処理業を営んでいたが、原発事故により事業を休止した申立人について、事業再開時に、処理場周辺の地方自治体との公害防止協定により放射線濃度等の測定・検査をするよう義務づけられたことを考慮し、その測定・検査に要する各種費用のほぼ全額（人件費以外。令和元年12月まで）の賠償が認められた事例。
1880	自主的避難等対象区域（いわき市）において自動車整備事業等を営んでいた申立人について、顧客が避難したこと等により売上げが減少したとして、平成23年3月から平成27年5月までの営業損害（逸失利益。原発事故の影響割合は平成23年3月から平成26年5月まで6割、平成26年6月から平成27年5月まで4割。）の賠償が認められた事例。

1881	自主的避難等対象区域（いわき市）において旅館業を営む申立会社の平成28年7月から令和元年12月までの風評被害による営業損害（逸失利益）について、上記期間中、周辺地域の観光客数が統計上原発事故前と同程度まで回復していないこと、宿泊客に提供する農林水産物について試験操業や出荷制限がされていたこと等から原発事故との相当因果関係を認めた上で、申立会社の売上げの推移や上記期間中に発生した台風の影響等を考慮し、原発事故の影響割合を平成28年7月から平成29年12月までは4割、平成30年は2割、令和元年は5分として算定した額が賠償された事例。
1882	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、令和3年8月頃に帰還した申立人らについて、原発事故に伴う避難により自宅が管理不能となったこと、他方で東京電力の直接請求手続において補修・清掃費用として30万円が既払であること等を考慮して、帰還に際して実施した自宅の補修・清掃費用として請求金額の5割が、上記既払金とは別に追加で賠償された事例。
1883	帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、越境通学のために避難指示解除準備区域内の親族方住所に住民登録をしていた申立人ら（子2名）について、実際の生活の本拠は帰還困難区域内にあったものと判断され、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。
1884	静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害（逸失利益）について、貢献利益率方式で算定した損害額（原発事故の影響割合6割）が賠償された事例。
1885	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、就業の関係で避難できなかった申立人について、申立外配偶者が避難したことにより家族別離が生じたこと、原発事故後の混乱した就業先において苦労したこと等を考慮して滞行者慰謝料の増額分として月額3万円（平成23年3月分から同年8月分まで）が賠償されるとともに、原発事故の影響で自宅補修工事が遅延したことを考慮して、東京電力の直接請求手続において認められなかった東京電力プレスリリース（平成24年7月24日付け）に基づく補修・清掃費用が賠償された事例。
1886	帰還困難区域（双葉町）において下宿業及び飲食業を営んでいた申立人らの営業損害（逸失利益）について、平成22年に下宿の一部をリフォームしたため同年中の稼働部屋数が少なかったことを考慮し、リフォームが完了した平成23年以降の原発事故がなかった場合に想定される売上高を平成22年よりも増額して算定し、また、当該増額分の売上原価については直接請求手続における宿泊業の基準（40%）を見直して申立人らの原発事故前の確定申告の数値を参考に算定するなどした結果、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年3月分以降の損害（年間逸失利益の2倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例。
1887	避難指示解除準備区域（楡葉町）の実家において先祖代々承継していた家財道具が原発事故により価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた申立人らにつき、申立人らの提出した家財道具の写真及び申立人らの申告する取得費用に基づき、東京電力による査定を踏まえ、原発事故当時の価値相当額を算定し、財物損害としての賠償が認められた事例。

1888	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域であり特定避難勧奨地点に隣接する地点（南相馬市鹿島区櫛原）に居住していた申立人について、自宅敷地内の畑で自家消費野菜を栽培していたが、原発事故後の避難により耕作が不可能となり、また、仮設住宅へ移転してから近くに畑を借りて耕作を再開したものの、以前より規模が縮小して収穫量が大幅に減少し、原発事故前より食費が余計にかかることとなったとして、平成23年3月から平成24年3月までは月額1万円、仮設住宅近くの畑で耕作を再開した同年4月から平成27年3月までの期間については月額3300円の生活費増加費用相当額の損害が認められた事例。
1889	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に家族全員（父母及び原発事故時中学生の子1名）で避難したものの、父はすぐに自宅に戻り、母と子1名がその後も避難生活を継続した申立人らについて、家族別離を理由に、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、平成23年3月から平成24年3月までの生活費増加費用（面会交通費、水道光熱費増加費用等）が賠償された事例。
1890	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦、子）について、申立人子に身体的な障害があり、住み慣れた生活環境を離れて避難場所を転々としたこと等により肉体的・精神的に過酷な状況にさらされたこと、申立人夫婦がそれぞれ仕事を持ちつつ申立人子の日常的な世話や付添い等で相当の負担があったこと、家族別離が生じたこと等を考慮して、平成23年3月から平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子については月額6万円から10万円が、申立人夫婦については合わせて月額2万円から5万円がそれぞれ賠償された事例（いずれも既払金を控除）。
1891	茨城県内に居住し千葉県内でクリニックを経営していた申立人について、茨城県内に自宅兼クリニックを新築するための土地を平成23年1月に購入し同年5月には着工予定であったこと、当該土地の線量が高かったため放射線検査や除染作業をおこなったこと等を考慮して、土地の放射線検査費用（平成23年8月分から平成25年9月分まで）及び除染費用（平成23年8月分から平成24年10月分まで）の7割、並びに線量計購入費用（平成23年10月分）の全額が賠償された事例。
1892	原発事故当時、仙台市に住居があったが、里帰り出産（第二子）のために自主的避難等対象区域（いわき市）内の実家に滞在しており、原発事故後避難した申立人ら（母及び第一子）について、直接請求手続においては、自主的避難等対象区域に生活の本拠がなかったことを理由に賠償がされていなかったところ、上記事情を考慮し、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の額（それぞれ中間指針第一次追補における損害額の目安40万円及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースによる避難に伴う費用20万円の合計60万円）が賠償された事例。

1893	原発事故当時、関東地方の学生寮に居住し同地方の大学に通学していた申立人について、長期休暇のたびに帰還困難区域（大熊町）所在の実家に帰省し、実家の家業を手伝っていたこと等を考慮し、平成23年3月から大学卒業予定であった平成26年3月まで月額3万円（計111万円）の日常生活阻害慰謝料が賠償され、また、上記事情以外にも、申立人が高校卒業時まで大熊町で生まれ育ち住民票も大熊町に残していたこと、原発事故時の住居である学生寮は暫定的な住環境であったこと、大学卒業後は大熊町に戻り実家の家業を継ぐ予定であったこと、実際に原発事故後福島県内に戻り就職していること等を考慮し、原発事故がなければ申立人は大熊町に帰還し家業を継いで生活していた蓋然性が高いとして、中間指針第四次追補に基づく精神的損害の8割（560万円）が賠償されたほか、大熊町の実家に残置していた家財の財物損害が賠償された事例。
1894	居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故当時は福島県内の病院に入院中であったが、当該病院の避難に伴い転院を余儀なくされ、過酷な移動や慣れない環境の中で病状が悪化し平成23年3月中に死亡した被相続人（同人を父母である申立人らが相続。）について、被相続人の既往症や原発事故前後の病状の経過等も踏まえ、原発事故の影響割合を7割として死亡慰謝料及び葬儀費用（ただし、いずれも既払金を除く。）が賠償されたほか、被相続人及び申立人らについて、平成23年3月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金10万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人母が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）及び別離期間中の家族間移動費用が、それぞれ賠償された事例。
1895	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖父母、父母、幼児を含む子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月から平成27年3月まで祖父母世帯と父母及び子3名の世帯との間に家族別離が生じたことを考慮して申立人祖父を代表として申立人ら世帯に対し月額3万円が、また、平成23年3月から平成26年3月まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して申立人母に対し月額3万円が、さらに、平成23年4月から平成30年3月まで子らの小学校通学の送迎について苦労があったことを考慮して申立人父を代表として申立人父母に対し月額5万円から1万円が賠償された事例。
1896	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人について、避難費用（避難交通費、宿泊費、宿泊謝礼）、生活費増加費用（自家消費野菜、家財道具購入費用等）、除染費用及び精神的損害が賠償されるとともに、同市において申立人が営んでいた海外の高級ブランド用品等の販売事業に関し、借入金の利息分に加え、相双地区の顧客を喪失したことを考慮して、平成24年1月から平成27年12月までの同地区の廃業損害が賠償された事例（平成23年分については東京電力の直接請求手続において逸失利益として賠償済み）。

1897	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子3名）について、申立人父は平成26年9月に帰還し、その他の申立人らは、申立人子らに発達障害があり生活環境を変えることに困難があったことから、その後も避難を継続したものであるが、申立人子らが小学校を卒業した同年3月までの避難の継続には必要かつ相当な理由が認められるとして、申立人ら全員について、同月までの日常生活阻害慰謝料が認められるとともに、申立人父のみが帰還したことにより家族間別離が生じた同年9月から平成28年3月までの家族間交通費が認められた事例。
1898	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人の自宅から公道に通じる道路（登記簿上の地目は雑種地）の財物損害について、東京電力の直接請求では課税地目に従って、その一部が進入路（12, 012円/㎡）と評価されたものの、残部が雑種地（200円/㎡）と評価された結果、低額な賠償額（合計37, 400円）の提示にとどまったのに対し、航空写真や過去の道路の写真から原発事故当時の道路の状況を認定し、道路全体が一体として利用されており路面の状況等に違いはないことを考慮して、残部についても進入路と同等の評価による金額（合計2, 246, 244円）が賠償された事例。
1899	避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難した申立人について、平成23年4月までに支出した避難に伴う交通費、平成23年3月に支出した宿泊謝礼、平成23年6月までに支出した避難先の住宅への風呂設置費用、令和4年4月に帰還した際に支出した引越費用等の賠償が認められた事例。
1900	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時南相馬市原町区内の病院に入院していた母親が、原発事故によって群馬県の病院への転院を余儀なくされた結果、母親の見舞いのため南相馬市原町区と群馬県とを行き来せざるを得なくなったところ、原発事故時は母親と同居していなかったものの、母親が自宅近くの病院から、自動車で片道5時間程度かかる遠方の病院に移転したことは広い意味での家族別離と評価できることを考慮して、平成23年3月分から平成24年8月分まで、日常生活阻害慰謝料について月3割の増額が賠償されたほか、同期間について面会交通費及び宿泊費（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払金を控除。）が賠償された事例。
1901	原発事故時、帰還困難区域（富岡町）から県外へ避難した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が県外に残り、他の家族がいわき市へ避難先を移したため、家族別離が生じ、申立人妻が当時小学生であった3人の子を連れての避難生活を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、平成23年11月から平成29年5月まで、世帯に対し、月4割の日常生活阻害慰謝料の増額等が認められた事例。
1902	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人ら世帯全体に対し、避難により家族の別離を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月から平成23年5月まで月3万6000円が、申立人母に対し、乳幼児であった子の世話をしたことを考慮し、平成23年3月については月3万6000円が、平成23年4月から平成26年3月までについては月3万円が、申立人父に対し、消防士として放射線量が高い区域にとどまらざるをえなかったことを考慮し、平成23年3月から平成23年5月までの期間についての一時金として10万円が、それぞれ賠償された事例。

1903	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、高齢で持病を有する親との家族別離が生じたことから、申立人ら夫妻と申立人夫の亡父につきそれぞれ月額3割の日常生活障害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年9月まで）及び生活費増加費用（二重生活による水道光熱費増加費用、平成23年4月から同年9月まで）の賠償が認められるとともに、申立人夫は避難先から事故時勤務先への通勤を断続的に行っていたこと、申立人妻は避難により勤務先からの退職を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、就労不能損害として、申立人夫には避難先からの通勤費増加分（平成23年3月から平成24年5月まで）及び申立人妻には減収分（平成24年6月から平成25年5月まで）の賠償が認められた事例。
1904	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父母、子1名）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、同人らが原発事故に起因する精神的損害の賠償を求めた訴訟の確定判決があるものの、同判決において要介護及び介護といった個別の事情は原告らの共通の事情に含まれていないとして、身体障害等級1級の要介護状態であった申立人父に対し、平成23年3月から同年7月までの期間については、転院先が見つかるか不安な状態にあったこと、避難先から病院に片道2時間かけて通院する必要があったことなどを考慮して、月額6万円（うち月額2万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が、平成23年8月以降は原発事故前に通院していた病院に通院できるようになったことにより同人の負担は軽減されたことも考慮して、負担軽減後の生活が落ち着くまでの期間として、平成23年8月から平成24年7月までの期間について月額3万円（うち月額2万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償されるとともに、申立人母子に対し、申立人母がうつ病の持病を抱えながら申立人父の介護をしたことなどを考慮して、平成23年3月から平成29年7月まで月額3万円（うち月額1万円は東京電力の直接請求手続において支払済み）が賠償された事例。
1905	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、子）について、原発事故により、申立人子が通っていた南相馬市小高区内の高校が閉鎖されて二本松市内のサテライト校に通学することとなり、同市内へ避難したため、同高校が南相馬市原町区に仮設校舎を設置するまでの期間、避難先での生活を継続することを余儀なくされたとして、それぞれ、平成23年10月から平成24年3月まで日常生活障害慰謝料（基本分）が認められた事例。
1906	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、次女及び三女）について、1. 申立人次女が当初の予定と異なり福島県外の専門学校に進学したことについての避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償され、2. 申立人母と申立人三女が行った週末避難及び短期避難についての避難費用が賠償されたほか、3. 放射線測定器購入費用が賠償された事例。

1907	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、その息子夫婦及び息子夫婦の子）について、令和2年夏頃に同じ公営墓地内で地盤の崩れによる墓石倒壊を回避するために行った墓石の移転費用につき、東京電力の直接請求手続において原発事故直後に行われた当該墓石の修理費用の賠償をすでに受けていたものの、その後の避難指示が長期にわたり、その間に地盤の崩れが拡大している可能性が否定できないことを踏まえ、移転費用を実質的な修理費用と捉えたうえで、立証の程度を考慮してその1割から既払金の修理費用を控除した金額の賠償が認められるとともに、申立人夫婦とそれ以外の3名の間で、平成23年8月から平成29年5月まで家族別離が生じたことを考慮して、同期間中月額3万円、申立人息子夫婦に対し、乳幼児であった子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して、平成23年7月から平成29年5月まで月額3万円、申立人息子妻に対し、妊娠中であったことを考慮して、平成23年3月は月額6万円、平成23年4月から同年7月までは月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められるなどした事例。
1908	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人ら（父、母、子）について、申立人父が仕事のため平成23年5月に帰還した一方、平成23年4月に申立人子が避難先の県外の高校へ進学したため申立人母及び申立人子は同校卒業の平成26年3月まで避難の継続を余儀なくされたことから、申立人母及び申立人子に平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）、申立人母に平成23年5月から平成26年3月までの家族別離を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分及び生活費増加費用（水道光熱費増加費用及び灯油代）が認められるとともに、申立人母の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分、事故時南相馬市小高区で就労していた申立人母につき平成27年2月までの就労不能損害が認められた事例。
1909	会津若松市において稲作農業を営む申立人について、米価の下落について原発事故後の風評被害として下落金額の90%を因果関係のある損害と認め、平成31年4月から令和3年3月までの期間について、営業損害の賠償が認められた事例。
1910	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、避難中にうつ病等を発症し就労に支障が生じた申立人（原発事故当時30歳台の女性）について、請求期間中における病状や就労状況等を考慮して、平成23年3月分から令和3年3月分までの就労不能損害（平成23年3月分から平成28年2月分までは東京電力の直接請求における最低賠償月額の10割、平成28年3月分から平成30年2月分までは7割、平成30年3月分から令和2年2月分までは5割、令和2年3月分から令和3年3月分までは4割。ただし、既払金と就労期間中の給与分は控除した額。）等が賠償された事例。
1911	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時は無職であったが求職活動を行っており、平成23年3月18日には採用面接予定があり採用される蓋然性があったこと、ただ募集枠が数名に限られていたこと等を考慮して、求人票に記載されていた雇用期間である平成23年4月分から同年9月分まで、予定賃金の3分の1の金額が就労不能損害として賠償された事例。

1912	原発事故時県外に居住していた申立人について、原発事故前から交際していた居住制限区域（飯舘村）在住の女性と平成２３年９月に婚姻しており、原発事故がなければ女性の実家に居住する蓋然性が高かったとして、婚姻期間中である平成２３年９月から平成２６年７月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。
1913	自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営んでいた申立人らについて、栽培していた柚子が原発事故による出荷規制を受けたため、売上が減少したと認め、逸失利益として、令和３年４月から令和４年３月まで、原発事故の影響割合５割の限度で、営業損害が認められた事例。
1914	静岡県において生及び乾椎茸の卸小売業を営む申立会社の営業損害について、平成２３年１０月から平成２８年４月までの風評被害による逸失利益（原発事故の影響割合を平成２３年１０月から平成２５年４月まで６割、平成２５年５月から平成２６年４月まで４割、平成２６年５月から平成２８年４月まで２割とし、既払金を控除した額。）と、平成２３年１０月から平成２５年４月までの追加的費用が賠償された事例。
1915	県南地域（西白河郡矢吹町）に居住する申立人らについて、原発事故の影響により、自宅近くの畑で栽培した野菜等の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、周辺土地の放射線量を考慮して平成２３年３月から平成２４年１２月まで月額６５００円相当の生活費増加費用が損害として認められた事例。
1916	自主的避難等対象区域（郡山市）においてメガネ・コンタクトレンズ等の販売業をフランチャイジーとして営んでいた申立人について、原発事故による買控え、予約控え、フランチャイズ本部からの避難指示に伴う営業停止により、売上げが減少したと認め、逸失利益として、平成２３年３月から同年４月まで、原発事故の影響割合５割の限度で営業損害が認められた事例。
1917	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において化粧品及び美容院向けの使用器具等の販売業を営んでいた申立会社について、風評被害のため廃棄を余儀なくされた在庫商品にかかる財物損害として、風評被害の程度、廃棄の必要性・合理性、立証の程度等を考慮して、申立会社が主張する原発事故時の在庫価値相当額に２割５分を乗じた額が賠償され、また、平成２７年８月から平成２８年７月までの間の追加的費用として、原発事故の影響の程度や立証の程度等を考慮して、販売費及び一般管理費のうち原発事故によって増減した費目の上記対象期間における合計金額から基準期間（平成２１年３月から平成２２年２月）における合計金額を控除した額に２割５分を乗じた額が賠償された事例。
1918	旧緊急時避難準備区域（川内村）に所在する施設内に居住しながら、同施設において木工作品等の制作・販売、他の作家の作品の委託販売を行うとともに同施設の管理を行う等していた申立人について、原発事故後、母親の行方が一時的に分からなくなったことに対する平成２３年３月１１日から同年５月３１日までの間の精神的損害として一時金１０万円が賠償されるとともに、原発事故に起因して同施設が閉鎖し、同施設での事業ができなくなったことを考慮して、廃業損害２０万円が賠償された事例。

1919	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）について、申立人夫が所有する土地に設置して所有していた塀について、同土地に建物は未建築であったが、塀の写真や設置にかかる領収書等の資料からその価値を認め、財物賠償が認められたほか、申立人夫については母の介護を行ったこと及び持病を抱えていたことを考慮して、申立人妻については持病を抱えていたことを考慮して、申立人母については要介護の状態にあったことを考慮して、それぞれ日常生活阻害慰謝料の増額（ただし、直接請求における既払金を控除した額。）が認められた事例。
1920	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故時成人であった子1名）について、平成23年3月から平成28年2月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められたほか、申立人父について、原発事故時福島県の中通り地方で単身赴任生活を送っていたものの、週末は南相馬市鹿島区の自宅で生活していたことを考慮し、平成23年3月から同年9月まで、月額3万円の限度で日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例。
1921	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、次女）について、避難によりやり直しを余儀なくされた申立人次女の歯列矯正治療費用、同人の身体障害（2級）を理由とした平成23年3月から平成30年3月まで同人及び介護者である申立人母の日常生活阻害慰謝料増額分（各月額3万円）、並びに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（避難に伴い別離が生じた平成23年3月は申立人父及び長女に各月額3万円、申立人父が仕事の関係で月の3分の1程度別居を余儀なくされた平成26年8月から平成30年3月までは申立人父に月額1万円）が認められた事例。
1922	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫婦、夫の父母）の日常生活阻害慰謝料について、申立人夫婦の子の避難先での通学先の事情で、同人らの世帯と夫の父母の世帯とがやむを得ず別離したことを考慮して、平成23年4月分から平成28年11月分まで月額3万円の増額が、また、申立人夫婦について、幼児を連れての避難だったことを考慮して、幼児が小学校に入学するまでの平成23年3月分から平成24年3月分まで月額3万円の増額が賠償された事例。
1923	避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人ら（夫婦、子2名、夫の父。夫の父の死亡後に相続人2名が追加された。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らに家族別離が生じたことを考慮して月額3万円（平成23年4月から平成27年11月まで）が、避難中に寝たきり状態となった申立外夫の母が施設に入るまでの間、同人を申立人らで介護したことを考慮して月額3万円（平成23年3月から同年8月まで）が、申立人子1名がうつ病を発症したことを考慮して月額3万円（平成23年8月から平成28年9月（檜葉町の避難指示が解除された日の1年後）まで）等が賠償された事例。

1924	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子3名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成26年3月から平成30年3月まで1割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話を行ったことを考慮して平成23年3月から平成24年3月まで3割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの1名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分の賠償が、申立人子ら3名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として一人あたり10万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成23年3月から平成23年4月まで一人あたり3割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分一人あたり4万円を除く。）が、それぞれ認められた事例。
1925	帰還困難区域（大熊町）の申立人の自宅敷地内に所在していた東屋について、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償された事例。
1926	旧緊急時避難準備区域（田村市）に居住していた申立人ら（夫婦とその子ら、両親、祖母）について、原発事故からの避難後の平成23年3月から平成27年3月までに発生した生活費増加費用（避難前に自家消費用に栽培していた米や野菜の購入費用相当額）が賠償されたほか、申立人夫について、原発事故後、同区域内の会社から神奈川県内の関連会社への出向に伴い同県に避難し、その後出向先になじめずうつ病等を発症し転職し、転職先では労災事故にあったこと等を考慮して、平成27年1月から平成30年9月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を5割として算定。）と通勤用に購入したバイク購入費の5割等が賠償された事例。
1927	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時、住民票上の住所はいわき市にあったものの、申立人の原発事故時の居住地を証明する行政区長発行の居住証明書並びに同区域内の住所及び申立人の氏名を宛先・宛名とする年賀状等から、生活の本拠が同区域内（南相馬市原町区）にあったことが認められるとして、平成23年3月から平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料（2週間ごとに2日間程度いわき市にある住民票上の住所へ戻っていたことを考慮して、旧緊急時避難準備区域の被災者に認められる月額10万円に26日／30日に乗じた月額8万6667円）から既払金を控除した額が賠償された事例。
1928	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、原発事故時双葉町に駐車中で平成23年秋に廃車した業務用車両の財物損害、仕事現場までの移動距離が避難に伴い増加したことによる交通費増加費用（直接請求既払分後の平成25年4月から平成30年3月まで）、並びに、避難指示区域内の事務所及び倉庫に保管していた業務用工具等を保管するため原発事故後新たに賃借した倉庫の賃料（平成27年7月から平成30年3月まで）が賠償された事例。

1929	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、申立人子が原発事故時生後8か月で先天性の疾患があったために手術を控えていた状況において、予定されていた手術や在宅治療を受けることもできず、不安を抱えながら避難所へ避難し、その後、避難先で手術を受け入院生活を送ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母については、平成23年3月から申立人子が現実に手術を受けることができた同年5月までは特に精神的苦痛が顕著であったため一時金として50万円が、同年6月から平成24年8月までは月額3万円が、申立人子については平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円が、それぞれ認められた事例。
1930	旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人母に関しては、住民票上の住所が異なったものの緊急時避難準備区域内に生活の本拠を認めた上、同人に対し、平成23年10月から平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）及び同居していた母や兄と別離し、持病を抱えながらの避難生活であったことを考慮した日常生活阻害慰謝料の増額として一時金20万円が認められ、また、申立人子に関しては、同人が除染の目的で費用を支出して実施した屋敷林の伐採及び屋根瓦の葺き替えについて、そのころ同人に子が生まれたことや当時の周辺地域における放射線量等を考慮して必要性を認め、その費用の一部が除染費用として認められた事例。
1931	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母及び子4名）について、申立人父が、避難先での収入が安定せず、平成26年5月に遠方の会社に就職し、他の家族とは別離を余儀なくされたこと等を考慮して、同月以降の日常生活阻害慰謝料の増額が認められるなどした事例。
1932	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らについて、所有していた農機具に対する賠償が、原発事故時における当該農機具の評価額を法定耐用年数ではなく実質的な耐用年数を用いて見直した結果、東京電力の直接請求手続で認められていた以上の金額で認められた事例。
1933	旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（高齢の母）及び申立人ら（娘、孫2世帯）のうち、①被相続人について、入院中であつたが原発事故直後に病院ごと避難し、避難先で介護施設へ転院したが、同人の症状や南相馬市内の介護施設の逼迫状況のため、平成24年11月に死亡するまで同施設での滞在を余儀なくされたことから避難継続が認められ、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月分から同年11月分につき月額10万円の基本分及び平成23年6月分から平成24年11月分につき要介護状態にあつたことを考慮した月額5万円の増額分の賠償が認められ、②避難の過程において、孫世帯のうち1世帯が別離し、また、その孫世帯の中で夫と妻子が別離するなどしたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額（月額3万円又は一時金）及び家族間交通費の賠償が認められ、③乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月分から平成24年8月分につき月額3万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。
1934	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外へ避難した申立人らのうち、避難先で同居していた父母及び子3名について、そのうち申立人二男が平成24年4月に避難先で高校に入学したこと等を考慮して避難継続の合理性が認められ、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例。

1935	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月から同年5月までは糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたことを考慮して月額3万円が、同年6月から平成25年8月までは前記持病に加え避難の過程で妻子別離を余儀なくされたことを考慮して月額4万円が、同年9月から平成30年3月までは前記持病及び別離に加え右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級2級の認定を受けたことを考慮して月額6万円が、それぞれ賠償された事例。
1936	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、原発事故発生当時同居していた家族と別々に避難したところ、申立人の事故時住所付近は津波被害を受けたものの同被害のみであれば家族別離は生じなかったことを考慮して、平成23年3月から同年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、原発事故及びそれに伴う避難により、津波で亡くなった家族の葬儀や供養等を心置きなくできなかったこと等に対する慰謝料として、平成23年3月から同年9月までの間の一時金として15万円の賠償が認められるなどした事例。
1937	旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）において梨の栽培業を営んでいたところ、原発事故によって避難し、梨の栽培に必要な不可欠な梨の木の消毒ができなかったために梨の木に病原菌が発生し、梨の木を伐採せざるを得なくなった申立人につき、平成23年3月から梨の木の伐採時期である平成24年8月までの逸失利益及び6年分の営業損害（ただし、原発事故による寄与度を9割とする。）に相当する金額の廃業損害が賠償された事例。
1938	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において子どもを対象とする塾を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）につき、直接請求手続において前提とされた基準年度の売上金額に一部計算の誤りがあり基準とすべき売上額はより高かったとの申立人主張及び資料を踏まえ、立証の程度も考慮して、申立人主張の差額の2割強の金額を用いて算定し直した結果、平成23年3月から平成27年7月までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害（年間逸失利益の2倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例。
1939	自主的避難等対象区域（新地町）に居住し、平成22年に就農を開始した申立人の営業損害（平成23年4月～平成27年3月）について、事故前の収入資料が乏しいことや立証の程度等を考慮して、就農計画上の計画所得の4割ないし1割を対象期間の基準所得と認めた上、そこから対象期間の実際の所得額及び既払額を控除した金額を損害として賠償を認めるとともに、申立人が平成25年に除染目的で実施した敷地内の杉の伐採費用について、業者への支払額の4割の限度で賠償を認めた事例。
1940	申立人らが除染目的で実施した緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）の自宅の庭及び私道のアスファルト工事費用のうち、私道部分については、私道の長さや自宅との位置関係等を考慮して、2割の限度で必要性及び相当性を認めた上で、全体について、アスファルト舗装に伴う土地の資産価値の高まり等を考慮して、7割の限度で賠償を認めた事例。

1941	帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成23年3月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成24年4月に死亡した被相続人母（申立人ら子4名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を考慮して、原発事故の影響割合を1割として死亡慰謝料140万円（申立人ら遺族固有の慰謝料を含む。）、中間指針第五次追補で認められた過酷避難状況による精神的損害30万円、特に過酷な避難を余儀なくされた平成23年3月分について日常生活阻害慰謝料の増額分30万円（一時金）、平成23年4月分から平成24年4月分まで日常生活阻害慰謝料の増額分月額10万円（合計130万円）が賠償されたほか、申立人らについて被相続人の転院先への見舞いのために支出した交通費、宿泊費が賠償された事例。
1942	緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人について、原発事故後の避難生活に起因してうつ病、不安障害を発症したことを認め、これらの疾患による通院慰謝料及び就労不能損害（いずれも、原発事故による影響割合として、平成30年4月から令和3年3月までは3割、同年4月から令和4年7月までは2割を乗じた金額）並びに診断書取得費用が損害として認められた事例。
1943	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して、平成23年4月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、申立人のうち1名について、乳幼児の子2名（うち1名は原発事故後出生）の世話をしながら避難生活を送る中で2度の妊娠期間があったことを考慮して、妊娠期間中であった平成23年10月から同年12月及び平成26年5月から平成27年2月については月額5万円、妊娠期間以外である平成23年3月から9月、平成24年1月から平成26年4月及び平成27年3月から平成30年3月については月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
1944	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、当該申立人分及び申立人が単独相続した被相続人分として、中間指針第五次追補に定めのある過酷避難状況による精神的損害各30万円及び生活基盤変容による精神的損害各250万円の賠償が認められるとともに、被相続人の要介護者（要介護2）としての月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月。既払金については控除）の賠償が認められ、さらに申立人が被相続人を介護しながら避難したことを考慮して、介護者としての月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月）の賠償が認められた事例。
1945	自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を設置して、医薬品等の配置販売業を行っていた申立会社について、原発事故の影響により当該営業所の取引先のうちの避難指示等対象区域在住の顧客からの医薬品等の購入が減少したことを考慮して、平成23年3月から平成26年2月まで（原発事故の影響割合は、平成23年3月から同年8月までが9割、同年9月から平成24年2月までが7割、同年3月から同年8月までが5割、同年9月から平成25年2月までが3割、同年3月から平成26年2月までが1割）の営業損害（逸失利益）の賠償が認められるとともに、顧客先に残置された置き薬に係る損害の賠償が認められた事例。

1946	下水処理事業を行う地方公共団体である申立人について、原発事故後、処理施設や排出物から放射性物質が検出され、以後、空間放射線量の測定や排出物の放射性物質濃度の測定を要することになったとして、測定経費、機器購入費、人件費、その他損害についての賠償が認められたが、申立人の判断により測定が実施された部分があるものの賠償に関しては、検査の委託先や排出物の搬出先からの要望状況等も踏まえ、原発事故の影響割合として3割から7割を上記測定経費等に乗じた額が損害とされた事例。
1947	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（夫、妻、子）について、妻と身体障害等級1級の障がいを持つ子が県外に避難して妻が子の世話をしており、夫は仕事の関係で県内での避難となって家族別離が発生し、夫は休日に子の世話のため妻子の避難先に通っていたなどの事情を考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、申立人夫に月3割の日常生活阻害慰謝料増額分、申立人妻及び申立人子にそれぞれ月6割の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められた事例。
1948	避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人父の稲作の逸失利益に関し、直接請求手続では平成22年の売上額が賠償の基準として用いられていたが、同年が減反の年であったことを考慮して、基本的には減反のない年の売上額を前提としつつ、3年に1回は減反の年があったとして基準とすべき売上額を算定し直した結果、平成23年3月から平成28年12月までの営業損害及び東京電力の平成28年12月26日付けプレスリリースに基づく2017年1月以降の営業損害（年間逸失利益の3倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に追加賠償が認められたほか、申立人妻、長女及び二女に関してそれぞれの事情（障害、介護、乳幼児の世話、妊娠）に応じた精神的損害増額分の賠償が認められた事例。
1949	帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していた被相続人について、原発事故後も直ちに避難することができず、また、医療体制が不十分な状況で、長距離かつ長時間の移動を伴う避難をし、避難先の学校体育館で死亡したことから、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定された上、原発事故の影響割合を8割として死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）1600万円が原発事故による損害として認められ、相続人である申立人らとの間で和解が成立した事例。
1950	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、長女、二女）のうち、①長女及び二女について、事故直後の避難のために勤務を休んだことによる就労不能損害の賠償が認められるとともに、②二女について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成23年10月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成24年3月までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成23年3月から平成24年3月までの家族別離による月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成23年10月から平成24年3月までの寮費、平成23年5月から平成24年3月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例。

1951	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら家族について、申立人父が原発事故前に申立人母と離婚し、申立人父の住民票上の住所も申立人母及び子らと異なっていたものの、電気需給契約証明書、賃貸借契約書等に基づいて、申立人らが原発事故時に同居していたと認めた上で、その後に家族別離が生じたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、期間により事情を踏まえて月額3万円又は1万円の賠償が認められた事例。
1952	帰還困難区域（大熊町）から避難し、避難先で認知症が進行した亡母の介護を恒常的に行っていた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、症状経過等に鑑みて、亡母は平成25年7月の要介護認定の前から要介護状態にあったと認め、平成24年3月から月額3万円（ただし、既払金を控除する。）の賠償が認められるなどした事例。
1953	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（父、母、長男、長男の妻、長男の子2名）について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①父母の世帯と長男及びその妻子らの世帯に分離しての避難生活の継続を余儀なくされたことから月額3万円が、②父及び母が、原発事故の影響で遠方の病院へ転院した親族（父の実母）に対し、日常的な介護ではないとしても可能な限り見舞いをして身の回りの世話をしていたことを考慮して月額2万円（ただし、既払金を控除する。）が、③長男の妻が慣れない土地での避難生活において子ら（原発事故時、6歳及び1歳）を養育していたことを考慮して月額3万円が、それぞれ認められた事例。
1954	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から同年12月まで家族の別離が生じたことを考慮して月額3万円が、同年3月から平成24年3月まで乳幼児の世話をしながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円が、平成23年3月から平成25年4月まで要介護5認定を受けていた親族を介護しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円又は月額2万円（恒常的な介護とまではいえない期間についてその事情を考慮した金額）が、それぞれ認められ、これらを合計した額が賠償された事例。
1955	原発事故時、居住制限区域（富岡町）所在の父所有の不動産（土地、建物）に居住しており、原発事故後に死去した父（当該不動産にかかる財物賠償については生前の父に対して賠償済み）から当該不動産を相続により取得した申立人に対し、当該不動産にかかる住居確保損害が賠償された事例。
1956	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人ら全員に対して家族別離が生じたことによる増額分として平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円（合計39万円）が、申立人のうち1名に対して役場職員として避難住民の引率や家畜の殺処分等に関わったこと等を原因としてPTSD（心的外傷後ストレス障害）、双極性障害、うつ病等に罹患したことによる増額分として、PTSD等を発症する原因となった過酷な避難生活を送った平成23年3月から同年11月まで及び病気を発症した平成26年8月から平成30年3月までについて月額3万円（合計159万円）が、それぞれ賠償された事例。

1957	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子2名。子のうち1名は平成25年10月出生）について、原発事故に伴う父の就労上の事情により平成23年6月以降県外にて避難生活を送っていたところ、平成24年9月以降についても避難継続が合理的であると認められ、原発事故後避難先で出生した子を含め平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められる（既払金は控除）とともに、日常生活阻害慰謝料の増額として、乳幼児を連れての避難生活であったことを考慮して平成23年3月から平成26年3月まで増額が認められ（子の年齢により月額を調整）、母につき第2子妊娠中の平成25年1月から同年10月まで月額3万円の増額が認められ、当初家族別離が生じたことを考慮して平成23年4月から同年6月まで月額3万円の増額が認められ、さらに、原発事故による避難生活のため必要となった保育料等の賠償が認められた事例。
1958	自主的避難等対象区域（鏡石町）から自主的避難をした申立人らについて、平成27年3月までの避難費用（避難先住居の地代、一時帰宅費用）及び避難雑費等が損害として認められた事例。
1959	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫に持病があり、また、周囲の親族からの援助を受けづらい状況において、申立人妻が乳幼児（原発事故時0歳であった長女）の世話を恒常的に行ったことを考慮して平成23年3月から平成29年3月まで月額3万円が、家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から同年7月まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。
1960	居住制限区域（富岡町）にて接骨院を営んでいた申立会社について、代表者の避難に伴う事業所移転の際に持ち出すことができず廃棄せざるを得なかった償却資産の財物損害として、医療器具の販売業者が写真を踏まえて作成した見積書や申立会社代表者からの聴取に基づいて当該償却資産の購入価格を算定し、これに原発事故時点での残価率及び立証の割合を乗じた金額が賠償された事例。
1961	居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の両親及び祖母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、2世帯ないし4世帯への別離を余儀なくされたことを考慮して、別離期間につき、世帯ごとに、各月額2万円又は3万円の増額を認めるとともに、避難先で夫の祖母の認知症が進行し、要介護認定を受ける前から要介護状態にあったと認められること、夫の母が平成23年8月からその介護を行っていたことなどを考慮して、同月以降、夫の祖母及び母に、各月額3万円の増額（既払金を控除）を認めるなどした事例。
1962	申立人は、平成23年3月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（国見町）の畑の柿であんぽ柿の製造を、宮城県刈田郡七ヶ宿町の山林で原木しいたけ栽培を行い、出荷販売することを計画し準備していたが、原発事故に伴い行われた加工自粛要請ないし出荷制限指示によって事業開始前にいずれの製造栽培も断念した。そのような申立人につき、あんぽ柿については事故後の生渋柿の販売利益相当額の逸失利益（平成23年7月から令和2年3月まで）の賠償が、原木しいたけについては廃業損害（山林購入費用等の開業準備費用の約3分の2に相当する200万円）の賠償がそれぞれ認められた事例。

1963	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（子供及び妊婦以外）の中間指針第五次追補にもとづく精神的損害の追加賠償について、直接請求手続及び前々件ADR手続における既払金により支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、1人当たり6万円が賠償されるなどした事例。
1964	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら3名と被相続人1名（令和元年6月に死亡し、申立人らが相続。）につき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料（合計400万円）、過酷避難状況による精神的損害（合計120万円）、墓地移転費用（ただし、直接請求手続における既払金150万円を控除。）等の賠償が認められるとともに、避難によって家族別離等が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成25年4月まで1人当たり月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計104万円）の賠償が認められ、また、自主的避難等対象区域に滞在した申立人1名及び被相続人につき、自主的避難等に係る損害（合計40万円）の賠償が、被相続人につき、原発事故前に発症したパーキンソン病を患いながら避難したことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円ないし4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（合計282万円）の賠償が、それぞれ認められた事例。
1965	自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人について、原発事故の影響で通院先の病院において人工透析治療が受けられなくなって、急遽、埼玉県へ避難し、そこで透析治療を受けながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮し、精神的損害についての慰謝料として、中間指針第五次追補の目安額を踏まえた金額及び30万円の増額分（いずれも既払金を控除）が認められるとともに、帰還のための引越費用が損害として認められた事例。
1966	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点に居住し、平成27年春まで市外に避難していた申立人ら家族につき、中間指針第五次追補に基づく生活基盤変容慰謝料各人50万円及び相当量線量地域滞在慰謝料各人30万円のほか、帰還費用、精神的損害の増額分（交流のあった非同居の長男家族との家族別離につき一時金10万円、申立人1名の障害及びその介護につき平成23年3月から平成27年3月まで各人月3万円）の賠償がそれぞれ認められた事例。
1967	避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人が所有していた自宅不動産の増築部分について、申立人から提出された図面や写真等の資料と登記簿上の面積とを比較対照して増築面積を算定し、また、申立人の陳述等から増築時期を推認した上で、平均新築単価を基礎として、損害額を算定した事例。

1968	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人1名（長女）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら2名が相続）について、生活基盤変容による慰謝料（各50万円）、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害（各20万円）の賠償が認められ、また、亡母及び申立人長女について、事故後に体調が悪化した亡父の入院に付き添い、平成23年3月から同年5月まで県外の病院の待合室で寝泊まりすることを余儀なくされたことを考慮して、上記期間につき各月額12万円の日常生活阻害慰謝料（既払金を控除）の賠償が、亡父及び申立人長女について、亡父が要介護状態にあったことや申立人長女による具体的な介護状況等を考慮して、同年3月から平成24年8月まで各月額8万円ないし3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（既払金を控除）の賠償が、それぞれ認められた事例。
1969	居住制限区域（大熊町）から避難した申立人1名（長男）、亡父及び亡母（いずれも申立人ら4名が相続）につき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料1人当たり月額10万円に加え、亡父が身体障害者等級5級の障害を有し、要介護5の状態にあり、また、亡母が身体障害者等級3級の障害を有し、要介護1ないし2の状態にある状況下で、バリアフリーではない公営団地での避難を続け、申立人（長男）が両名の介護をしたことを考慮して、上記期間の日常生活阻害慰謝料の増額分として亡父分月額6万円、亡母分月額4万5000円、申立人（長男）分月額6万円の賠償が認められるとともに、過酷避難状況による精神的損害1人当たり30万円、亡母の生命身体的損害（平成29年4月から令和3年4月までの通院等に係るもの）の賠償が認められた事例。
1970	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、食鳥処理業を営んでいたが、原発事故により避難した後、平成29年に帰還し営業を再開した申立人ら（夫婦）について、取引先（鶏舎、合鴨農家）が帰還していないこと、食肉を扱うこと等を考慮して、平成27年3月から令和3年12月までの営業損害（影響割合について平成27年3月から平成29年12月までが10割、平成30年は8割、令和元年是6割、令和2年は4割、令和3年は2割）等が賠償されるとともに、申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円、自主的避難等対象区域に滞在したことによる自主的避難等に係る損害20万円が賠償された事例。
1971	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら6名（夫婦、子ら2名、夫の両親）の日常生活阻害慰謝料について、障害者認定は受けていないが自閉症との診断を受けた子ら2名に対して持病による増額分として平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円（合計255万円の2名分）が、夫婦に対して上記の子2名又は1名の介護を恒常的に行ったことによる増額分として平成23年3月から平成29年3月まで月額3万円（合計219万円の2名分）及び平成29年4月から平成30年3月まで月額3万円（合計36万円）が、夫婦及び子ら2名と別の住居に居住していたが家業の酒店で日中一緒に生活していた夫の両親に対して原発事故によって家族の別離が生じたことによる増額分として平成23年3月から平成27年2月まで月額3万円（合計144万円）及び一時金20万円が、それぞれ賠償された事例。

1972	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子2名）について、申立人父は仕事のため避難できず、申立人母が単独で子2名を連れて避難し、仕事をしながら育児を行わなければならなかったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害として一時金3万円が賠償されるなどした事例。
1973	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の両親）について、家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成29年6月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成27年11月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人妻について、申立人母の介護をしながら避難したことを考慮して平成27年11月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認めるとともに（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、申立人ら各人に対して、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害及び自主的避難等対象地域に滞在したことによる損害の賠償を認めた事例。
1974	自主的避難等対象区域（いわき市）から平成24年6月に避難した申立人ら（母、子2名）について、当初から長期にわたる本格的な避難を希望していたものの、諸般の事情から短期の避難を繰り返さざるを得なかったことを考慮して、平成24年6月の避難開始に合理性を認め、平成24年6月から平成25年3月までの引越費用、家財道具購入費用及び避難雑費が賠償されるなどした事例。
1975	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父、娘、亡祖母－申立人父が相続）について、平成23年3月に申立人娘及び亡祖母は避難するも申立人父は仕事の関係で避難できず家族別離が生じたこと、亡祖母は身体障害等級1級の障害及び持病を抱えていたこと、申立人娘は持病を抱えて亡祖母の介護をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、申立人娘及び亡祖母の精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）を各10万円増額することが認められるなどした事例。
1976	原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、自宅と避難指示解除準備区域（楡葉町）の実家とを行き来しながら生活をしていた申立人長男について、実家への一時立入費用の賠償を認めるとともに、生活の本拠が一定程度実家にあったと認定し、平成23年3月から平成30年3月まで目安額の3割である月額3万円の日常生活阻害慰謝料、目安額の3割である75万円の生活基盤変容による精神的損害の賠償をそれぞれ認め、また、原発事故当時実家に居住していた被相続人（父）について、避難交通費の損害、過酷避難状況による精神的損害及び生活基盤変容による精神的損害を認め、相続人である申立人ら（長男、次男、三男）に賠償された事例。

1977	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、日常生活阻害慰謝料増額分として、要介護２の認定を受けていた母親を介護していたことを理由として、介護状況に応じ、原発事故直後の平成２３年３月は月額８万円が、その後の同年４月から１１月までは月額６万円が、デイサービスの利用が可能となった同年１２月以降の９か月間は月額３万円が、それぞれ認められるとともに、自身が身体障害１級の認定を受けていたことを理由として、避難指示等の期間中につき月額３万円（ただし、既払金を控除する。）が認められたほか、原発事故の影響で作ることができなくなった自家消費野菜に代わる食費増加分及び購入を余儀なくされたミネラルウォーターの購入費用が生活費増加費用として認められた事例。
1978	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）のうち、同区で旅館業を営んでいた夫の母について、顧客の避難状況及び帰還状況等を考慮して、平成３０年５月までの営業損害（逸失利益）の賠償を認め、また、夫について、同区の自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成２７年１２月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償を認めた事例。
1979	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、成人の子）について、申立人子が精神疾患（障害者手帳２級）により通院や服薬治療を要する状態であったことから、同人及び主たる介護者である申立人父に対し、中間指針第五次追補で定められた目安額を踏まえて、日常生活阻害慰謝料の増額としてそれぞれ月額３万円の増額（ただし、既払金を控除した額）が認められるなどしたことに加え、原発事故の影響で近隣の病院が閉鎖され、新しい病院が見つかるまでの期間の負担が特に大きかったことから、申立人らに対し、それぞれ精神的損害が一時金として認められた事例。
1980	帰還困難区域（浪江町）でキノコの栽培業を営んでいたものの、原発事故によって県外に避難し、廃業を余儀なくされた申立人の令和２年分及び令和３年分の営業損害（逸失利益）について、事業再開の困難性等に係る事情を考慮して、原発事故の影響割合を７割とする賠償が認められた事例。
1981	避難指示解除準備区域（葛尾村）に居住していた申立人の生活費増加費用について、東京電力の直接請求手続において認められなかった避難先アパートに関する出費として家財保険料３年分（平成２６年分から平成２８年分まで）、仲介手数料、敷金（総額の２割）、礼金、保証委託料等と、平成２４年６月から平成３０年３月までの水道代（月額１５００円）、家財道具購入費用等が賠償された事例。
1982	帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人の所有する複数の盆栽について、申立人より提出された写真等をもとに、その存在や避難による管理不能のために生じた損害を認めた上、立証の程度等も考慮して請求額の一定割合（５割又は３割）の賠償が認められるなどした事例。
1983	居住制限区域（富岡町）に居住していた事故時８１歳の被相続人は、デイサービスを利用し、人工透析を１日おきに受けるなど介護や医療が必要な状態であったが、原発事故によって家族が避難して戻れなくなり、行政や医療体制も混乱する中で、平成２３年３月に死亡した。そのような被相続人について、原発事故と死亡との間の相当因果関係が肯定され、原発事故の影響割合を６割として、死亡慰謝料（親族固有の慰謝料を含む。）９６０万円が損害として認められ、申立人らの法定相続分に応じた賠償が認められた事例。

1984	原発事故当時福島県外で生活していた申立人夫婦について、申立人夫が平成 23 年 3 月末をもって勤務先を定年退職し、それ以降夫婦で自主的避難等対象区域（いわき市）所在の申立人夫所有の住宅で生活することが原発事故以前から予定されていたこと、実際に平成 23 年 4 月以降上記の住宅で生活していること等の事情を考慮し、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者と同様に、中間指針第五次追補第 3 の目安額（20 万円）どおりの自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用及び移動費用）の賠償が認められた事例。
1985	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時福島県外に単身赴任していた申立人について、定期的に自宅に戻っていたことやその頻度等を考慮して、平成 23 年 3 月から平成 30 年 3 月まで月額 2 万円（月額 10 万円の 2 割）の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、中間指針第五次追補規定の目安額（250 万円）どおりの生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められるなどした事例。
1986	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（夫、妻（原発事故時妊娠 8 か月）、長女（原発事故時 5 歳）、二女（事故後出生。））について、(1)申立人妻が妊婦の状態で未就学児を抱えて夫と離れて避難生活を送ることを余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻の中間指針第五次追補第 3 記載の自主的避難等に係る損害のうち、申立人妻の精神的損害（平成 23 年 3 月から同年 12 月まで）につき 5 万円の増額賠償、(2)平成 27 年 3 月までの避難費用、生活費増加費用、検査費用及び避難雑費の賠償、並びに、(3)現住所へ帰還した平成 29 年 3 月分及び 4 月分の帰還費用の賠償等が認められた事例。
1987	自主的避難等対象区域（伊達市）から週末及び長期休暇期間のみ放射線の影響を避けて県外へ避難した申立人らについて、中間指針第五次追補が自主的避難によって生じた損害として子供及び妊婦以外の者への目安として認める額の賠償に加え、平成 24 年 1 月から 9 月までの期間についても、避難に要した移動交通費及び面会交通費として標準的な金額の一部並びに生活費増加費用及び避難雑費として相当と認められる金額が、それぞれ損害として認められた事例。
1988	東北地方の地方公共団体である申立人について、平成 25 年度から平成 27 年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例。
1989	住居は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、仕事の事情により平成 23 年 2 月末から帰還困難区域（大熊町）所在の民宿に宿泊しており、原発事故がなければ平成 23 年 3 月 11 日以降も当該民宿に継続して宿泊することを予定していた申立人について、帰還困難区域からの過酷な避難を強いられたことを考慮して一時金として 10 万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、放射線被曝の影響を把握するための検査の際に支出した交通費及び中間指針第五次追補第 3 記載の自主的避難等に係る損害の賠償が認められた事例。

1990	自主的避難等対象区域（いわき市）において松茸栽培の個人事業を営んでいた申立人について、申立人の所有する山林で採取された松茸から基準値を上回る放射線量が計測されて出荷制限を受けたことから、原発事故と相当因果関係のある損害として営業損害（逸失利益）を認めた上、単価として申立人の主張する金額（令和元年及び令和2年の単価）を採用し、これに申立人が実際に収穫した松茸の重量を乗じることにより、令和3年及び令和4年における損害額を算定した事例。
1991	県南地域（白河市）から平成23年4月に避難した申立人（大人1名）について、同月から同年10月までの就労不能損害、中間指針第五次追補の自主的避難等に係る損害と同等の精神的損害（10万円）の賠償が認められた事例。
1992	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安を踏まえた金額に加え、特に、原発事故当時、母が妊娠中であり、周囲の環境も整わない中、子への放射線被曝の恐怖や不安を抱えながら、原発事故から数日後に出産したことを踏まえ、一時金として10万円の増額が認められるとともに、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例。
1993	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫妻）及び夫の母である被相続人について、①被相続人の認知症（原発事故時要介護1）の症状のため避難所等への避難が困難であったことから被相続人が平成23年10月より県外の施設に避難し、南相馬市原町区内の施設へ平成24年11月に入所したという事情を踏まえ、被相続人につき平成24年11月までの避難継続が認定され、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき平成24年9月分から同年11月分までの基本分月額10万円及び平成23年3月分から平成24年11月分までの要介護状態にあったことを考慮した月額3万円の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められるとともに、②被相続人が県外の施設に避難していた期間に関し、申立人らが同施設へ赴いた際の面会交通費及び宿泊費の賠償や、家族別離を考慮した月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償が認められ、③さらに、避難等により被相続人の症状が悪化したことなどを考慮し、被相続人の南相馬市原町区の施設への入所費用（平成27年12月分まで）につき割合的（4割から1割まで漸減）な賠償が認められるなどした事例。

1994	帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）について、過酷避難状況による精神的損害一人当たり30万円の賠償が認められるとともに、各該当者について、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の基本部分一人当たり月額10万円、自主的避難等対象区域に滞在したことによる自主的避難等に係る損害一人当たり20万円、平成23年4月から平成30年3月までの米野菜購入費用及び水道代並びに平成23年4月から同年11月までの携帯電話料金に係る生活費増加費用の賠償が認められ、さらに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円、長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円、亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から死亡した平成25年2月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例。
1995	自主的避難等対象区域（福島市）で農業を営んでいた申立人らについて、原発事故後に増加したイノシシによる獣害の拡大を防止するため、田畑に電気柵を設置し、重機を用いて除草を行うなどしたことを考慮して、イノシシ対策費用として、電気柵や機材の購入費用等の賠償を認めるなどした事例。
1996	避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子どもら）につき、申立人（母）の乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、平成23年3月分から平成24年4月分までは乳幼児が2人（3歳未満の子1人と3歳以上の子1人）いる状況で知人宅や集合住宅で周囲への気遣いをしながらの避難生活であったことを考慮して月額5万円、平成24年5月分から平成25年3月分までは幼児が2人（いずれも3歳以上）いる状況で避難先が集合住宅や仮設住宅であったことを考慮して月額3万円、平成25年4月分から平成25年6月分までは幼児1人（3歳以上）の世話及び避難先が仮設住宅であったことを考慮して月額2万円、平成25年7月分から平成28年3月分までは幼児1人（3歳以上）の世話を考慮して月額1万円の賠償が認められたほか、申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた事例。
1997	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父、母、原発事故時未就学の子1名）について、申立人子が難病に罹患しており、避難生活に困難を伴ったことを考慮して、申立人子に対し精神的損害の増額分として一時金10万円が賠償されるとともに、当該子を介護した申立人父母に対しても同じく精神的損害の増額分として一時金10万円が賠償されるなどした事例。
1998	住民票上の住所は自主的避難等対象区域（いわき市）にあったものの、原発事故当時、生活の大半を緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の娘宅で過ごしていた申立人について、生活状況等を考慮して、中間指針第五次追補の目安額の30分の26に相当する43万3334円の生活基盤変容による精神的損害の賠償が認められた事例。

1999	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人らについて、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害（既払金を控除した額）のほか、業者の都合で平成26年1月になってから実施した自宅建物の除染について、申立人が実際に支払った費用（税抜）から除染と関係のない作業部分の金額を控除した残額に、原発事故の影響割合として認定した6割を乗じ、更に消費税相当額を加えた金額を、原発事故と相当因果関係のある損害として認めた事例。
2000	事故時浪江町に居住していた申立人ら家族（成人の子及び両親）につき、両親が浪江町の自宅に帰還した一方、自宅不動産の所有者である子が就労の関係で長期にわたり町外の賃貸住宅に居住を続けていることから、直接請求手続にて支払われた建物分の住居確保損害とは別に、宅地分の住居確保損害も認められ、その上限額の範囲内で、子の賃貸住宅に関して、賃料及び賃料振込手数料（一部将来分を含む、現状の賃貸借契約期間終了時まで）、家財保険料、仲介手数料並びに保証料の賠償が認められるなどした事例。
2001	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおりの日常生活阻害慰謝料（合計180万円）及び生活基盤変容慰謝料（50万円）の賠償等が認められた事例。
2002	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について避難交通費及び引越費用が賠償されたほか、電気工事業を営んでいた申立人夫についての事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定した。）及び申立人妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成26年3月から平成28年2月まで）がそれぞれ賠償された事例。
2003	避難指示解除準備区域（川内村）に居住していた申立人が長年にわたり趣味として買い集めて育ててきた植物のイワヒバについて、原発事故に伴う避難のため、水やりをすることもできず全て枯れてしまったことから、財産的価値に対する賠償では賄いきれない精神的苦痛に対する賠償として、一時金として20万円を認める和解が成立した事例。
2004	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人（大人1名）について、精神症状を発症して心身が不調であったこと、母と別離が生じたことなどを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）を7万円増額することが認められるなどした事例。
2005	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から近居の孫3名（うち2名は避難開始時において未就学）と一緒に避難した申立人について、避難先において孫らの風呂、食事、洗濯等の身の回りの世話や通学、通園の際の送迎等を恒常的に行ったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、未就学児が2名であった平成23年3月から平成24年3月までは月額5万円に申立人の育児負担割合5割を乗じた額が賠償されるとともに（避難先で発症した病気を抱えながら育児した平成23年5月から同年8月までは月額1万円を加算）、未就学児が1名となった平成24年4月から平成26年3月までは月額3万円に申立人の育児負担割合5割を乗じた額が賠償されるなどした事例。

2006	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を求める訴訟の確定判決を有する申立人について、成人である娘との別離を余儀なくされたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるなどした事例。
2007	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人母子（母及び原発事故当時2歳の双子）及び仕事のため事故時住所に残った申立人父につき、家族別離が生じたこと及び未熟児で出生し、発育上の経過観察を要する申立人子らの世話をしながらの避難であったことを考慮して、申立人母子に各5万円の精神的損害の増額分（一時金）の賠償が認められるとともに、平成24年1月から平成27年3月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。
2008	原発事故当時、福島県外に住居があったが、平成22年末から里帰り出産（第二子）のため自主的避難等対象区域（福島市）内の実家に滞在し、平成23年6月に出産した後、同年夏頃に帰宅した申立人母及び子（第一子）について、上記事情を考慮し、それぞれ自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の額（各40万円）が賠償されるとともに、原発事故後に出生した申立人子（第二子）についても同等の額が賠償された事例。
2009	居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、同区域所在の土地（登記上の地目は原野）の財物損害につきその一部を事業用地と認定して算定した損害額の賠償を認めるとともに、農機具等の事業用動産の財物損害、原発事故当時開業準備中であった事業に係る受託業務に関する損害等の賠償を認めた事例。
2010	県南地域（白河市）において福島県が開発した水稻（販売開始は平成23年とされている。）を栽培する農家である申立人の風評被害による営業損害について、上記品種に原発事故前の価額が存在しないことから、他品種の値動き等を考慮して、令和元年9月から令和3年10月までの逸失利益（ただし、東京電力の直接請求手続における既払金を控除した額。）等が認められた事例。
2011	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、原発事故後にそれぞれの勤務先の移転に伴って別離を強いられたことを考慮して、夫に対し、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるとともに、原発事故により自宅の太陽光発電設備が稼働不能となり売電収入を得られなかったことを考慮して、夫に対し、直接請求手続で支払われた期間以降である平成24年6月から平成29年11月までの売電収入相当額の逸失利益の賠償が認められるなどした事例。
2012	避難指示解除準備区域（葛尾村）において養蜂業を営み、生体の日本蜜蜂と蜂蜜を巣箱ごと販売していた申立人について、棚卸資産である巣箱の財物損害が原発事故の影響割合を7割として賠償されるなどした事例。
2013	原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の自身が経営する会社の工場に継続的に出入りし、自宅と当該工場近くの社員寮とを行き来しながら生活していた申立人について、生活の本拠が一定程度当該社員寮にあったと認定し、一時金として85万円の精神的損害の賠償が認められた事例。

2014	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区榑原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成24年9月分から平成27年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料が認められた（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）ほか、申立人らにそれぞれ生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の緊急時避難準備区域における目安額である50万円）の賠償が認められた事例。
2015	大分県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成25年2月から平成27年1月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を2割5分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成25年2月から平成27年1月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に大分県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を1割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成23年6月分から平成27年1月分まで請求額全額、平成27年2月分から平成28年1月分まで原発事故の影響割合を5割として算定。）が認められた事例。
2016	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人（申立人長男らの母、申立人長男らが相続。）について、被相続人が要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人長男の妻が被相続人の介護をしながら避難し、自宅に帰還後も被相続人が入所する施設に通って必要な物を持参するなどしていたことを考慮して平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認める（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）などした事例。
2017	帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人（原発事故時62歳）について、平成24年以降避難生活を送っていた県外のアパートの家賃助成金の給付期限が令和5年3月までとされ、それ以降に転居する物件を探すことは年齢的に難しいと考えて、令和3年12月に福島県内の団地に転居するに至ったことを考慮して、その際の引越費用が賠償されたほか、原発事故以前は野菜の栽培や養鶏をして生活していたものの、避難先でそれらを行えなくなったことを考慮して、平成30年3月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・鶏卵）等が賠償された事例。

2018	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた被相続人（夫。申立人らが相続。）、申立人妻及び申立人長男について、被相続人の透析治療のために被相続人及び申立人妻が福島県外に避難したこと等を考慮して、平成23年分の避難費用、二重生活により増加した生活費増加費用、家財購入費及び精神的損害（一人当たり10万円）の賠償が認められ、さらに、被相続人が透析患者であったこと、申立人妻がその介護をしていたこと等を考慮して、被相続人及び申立人妻の精神的損害（一時金として被相続人につき10万円（ただし、既払金を控除した額。）、申立人妻につき5万円。）の賠償が認められるとともに、自家消費野菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用については平成24年分まで、自家消費山菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用については出荷制限等に係るものとして令和5年分までの賠償が認められた事例。
2019	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったことを考慮して、将来分も含むものとして6年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、3割の限度。）の賠償が認められるとともに、持病に係る通院交通費が避難先から通院することによって原発事故前より多くかかることになったことを考慮して、平成28年9月から平成30年3月までの通院交通費増加分の賠償が、また、障害（身体障害等級1級）を抱えながらの避難であったことを考慮して、平成28年12月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2020	いわき市（自主的避難等対象区域）から避難した申立人ら（夫婦、子4名）のうち、妻について、避難先で原発事故時0歳、1歳、3歳及び5歳と低年齢の子4名の世話をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害を10万円増額することが認められるなどした事例。
2021	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、不妊治療を受けていた申立人夫婦について、原発事故後に担当医が避難して戻らず、不妊治療再開のために平成27年9月から遠方の病院への通院を余儀なくされたことを考慮して、同月から平成30年8月までの生活費増加費用（通院交通費の増加分）及び精神的損害（一時金50万円）の賠償が認められた事例。
2022	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、平成23年3月から同年9月まで夫婦間で別離が生じたことを考慮して、上記期間につき月額3万円の賠償が、申立人子について、平成23年3月から平成24年2月まで両親との別離が生じたこと及び消防職員として救急業務に従事していたことを考慮して、一時金50万円（ただし、既払金12万円を除く。）の賠償がそれぞれ認められた事例。

2023	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、昭和60年代から浪江町に居住して大工として働き、その後自ら建設を手掛けた自宅に居住していたこと、浪江町及び自宅への愛着が強く、県外の避難先から平成29年に福島県内の復興住宅に移動したものの、原発事故前に透析治療のために通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたため、浪江町の自宅には帰還できずに平成30年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額250万円から150万円増額した400万円の賠償が認められたほか、被相続人の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額10万円ないし月額3万円、ただし既払金を控除した額。）、申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額5万円ないし月額3万円、ただし既払金を控除した額。）、被相続人及び申立人妻の過酷避難状況による精神的損害各30万円、申立人妻の生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた事例。
2024	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らに対し、自宅敷地内に所在していた氏神様（祠）につき、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償されるなどした事例。
2025	避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、1. 被相続人について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害に加えて、平成23年3月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成24年12月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額3万円ないし8万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害、葬儀関連費用、平成23年3月から平成28年12月まで及び平成29年1月以降の自家消費米・野菜に関する損害（10年分の米・野菜購入費用相当額として算定）に加えて、平成24年12月から平成29年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額3万円の賠償が認められた事例。
2026	原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため自主的避難等対象区域（いわき市）の実家に滞在していた申立人母について、自主的避難等に係る損害として40万円の賠償が認められたほか、出産を間近に控えた時期に避難したことを考慮して、精神的損害（一時金）として10万円の賠償が認められた事例。
2027	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人妻について、原発事故当時、合計約39年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮して、生活基盤変容慰謝料として290万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円から40万円の増額）の賠償等が認められた事例。

2028	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母について、浪江町のいわゆる豪農の家庭に生まれ育ち、原発事故時まで約78年にわたり浪江町に居住していたこと、地元で勤務しつつ兼業農家を営んでいたこと、種々の地域活動に参加していたこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故時は福島県外の賃貸住宅に居住していた申立人子について、定年退職（平成26年）以降は浪江町の実家に戻って申立人母と同居することを予定していたものの、避難指示解除（平成29年4月）後まで戻れなかったこと等を考慮し、上記賃貸住宅の家賃の一部（定年退職した月の分から平成29年4月分まで原発事故の影響割合を2割ないし3割として算定した額）の賠償が認められた事例。
2029	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦）のうちの申立人妻について、原発事故当時の居住期間が70年以上であったことや、地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償が認められたほか、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害の賠償が認められた事例。
2030	大熊町（帰還困難区域）から避難した申立人ら夫妻について、居住期間（夫は約50年間同町に居住、妻は婚姻前は双葉郡内に居住して大熊町の職場に勤務し、婚姻後は約30年間同町に居住）、就労状況（夫婦とも同町内で就労していた）及び地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加等）を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として各30万円の賠償が認められるなどした事例。
2031	原発事故時、居住制限区域（浪江町）にて4世代で居住していた申立人らのうち、曾祖母について、山間部の土地を開拓して自宅を建て、農作物を栽培し家畜を飼育するなどして自給自足の生活基盤を確立し、約60年にわたり家族とともに生活してきたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分としてそれぞれ150万円の賠償が認められるとともに、両名及びその他の申立人らに対し、家族別離、介護等の事情にもとづく日常生活阻害慰謝料の増額分及び生活費増加費用（水道代等増加分及び自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例。
2032	自主的避難等対象区域（須賀川市）において稲作農業を営む申立人につき、令和2年分から令和4年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提として算出した販売数量に、事故前後の販売価格の価格差を乗じる方式で算出した金額（ただし、令和2年分及び令和3年分は直接請求手続での既払金を控除した額）の賠償が認められた事例。
2033	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成23年10月から被相続人が逝去した月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、平成23年3月から被相続人が逝去した月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

2034	居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦について、それぞれ、中間指針第五次追補に基づく精神的損害の合計額（過酷避難慰謝料、日常生活阻害慰謝料（基本分）及び生活基盤変容慰謝料の各目安額に加えて、妻については、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分185万円（平成23年3月から平成30年3月まで）を含む。）から、確定判決に基づく既払金を控除した金額の賠償が認められた事例。
2035	原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成26年6月分から平成30年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成26年5月分までは賠償済み）、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償を認めたほか、申立人らのうちの子2名について、避難の過程で計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したことを考慮して、それぞれ、相当線量地域滞在慰謝料5万円の賠償を認めた事例。
2036	自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され（ただし、既払金は控除。）、申立人子（二男）に対しては、歩行困難等（身体障害者等級2級）の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償されるとともに、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成23年4月から同年9月までの就労不能損害が賠償され、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。
2037	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され、原発事故当時、同じく自主的避難等対象区域（同市）に所在するグループホームに入居しており避難した被相続人（申立人夫婦が相続）についても、上記期間における同様の損害が賠償されるとともに、身体障害等級1級及び要介護2の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として10万円が賠償され、また、原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）について、他の家族同様、郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償されるなどした事例。

2038	避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が８０年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から２５０万円増額した５００万円の賠償が認められたほか、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例。
2039	帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人亡母（申立人らが相続）について、原発事故時の居住期間（約５５年）や年齢（８０歳近い）、地域社会等との関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として、７０万円の賠償が認められるなどした事例。
2040	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されたほか、乳幼児（末子）を連れての避難であったことを考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間につき月額３万円が賠償されるなどした事例。
2041	東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２３年度から平成２５年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費及び人件費が賠償された事例。
2042	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人妻及びその母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態（身体障害者等級１級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として３０万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として１５万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。
2043	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害（各５０万円）、自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められ、また、亡父について、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年５月まで月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人について、亡父の介護を恒常的に行ったことを考慮して上記期間につき月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例。

2044	被申立人の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成２３年９月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする被申立人の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、被申立人への就職を機に社員寮に入寮したものの、１～２年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成２３年３月分～平成３０年３月分（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間）の日常生活阻害慰謝料合計８５２万円及び生活基盤変容による精神的損害２５０万円（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額）の賠償等が認められた事例。
2045	避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている典型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された（ただし、既払金は控除。）事例。
2046	原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって同月に帰国後も実家に戻れず自主的避難等対象区域の避難先で避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年６月から同年１２月までの日常生活阻害慰謝料５５万円（単身で再避難先に移った後は月額５万円として算定）及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料２５万円（中間指針第五次追補の定める目安額の１割）、自主的避難等に係る損害１５万円等が賠償された事例。
2047	避難指示解除準備区域（浪江町）において３世代（祖父母、父母及び子２名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。）で同居していた家族について、生活基盤変容による精神的損害各２５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計１７０万５０００円の賠償等が認められたほか、亡祖父母について、いずれも、居住期間が約８０年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害について各３０万円の増額分の賠償が認められ、亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことから精神的損害（一時金）として５万円の賠償が認められた事例。
2048	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故当時、申立人夫が指定難病（身体障害等級１級）に罹患していたため、避難を実行したかったもののできなかったという事情を考慮して、申立人夫に対し、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害（一時金）として５万円が賠償された事例。

2049	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、過酷避難状況による精神的損害（各30万円）、生活基盤変容による精神的損害（各250万円）、自主的避難等に係る損害（夫につき20万円。妻は直接請求手続で賠償済み。）の賠償が認められるとともに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額3万円、妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であつたこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であつた第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害（出生月から平成29年3月まで各月額3万円）の賠償が認められ、また、原発事故から6か月以内に出生した第一子については、東京電力プレスリリース（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）に従い、過酷避難状況による精神的損害（30万円）の賠償も認められるなどした事例。
2050	北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成26年1月から令和4年12月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を5割として算出した金額が賠償された事例。
2051	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあつた申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円及び家族間面会交通費の賠償が認められたほか、自宅周辺の除染状況等を考慮して平成27年3月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められた事例。
2052	原発事故当時、福島県外に住居があつたが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時1歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計22万円（平成23年3月及び4月分）の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計6万円（平成23年3月及び4月分）、原発事故当時に妊娠中であつたことにより30万円（一時金）の賠償が認められるなどした事例。
2053	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用（墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円として算定。）の賠償が認められた事例。

2054	原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時20歳）について、避難指示解除準備区域から避難し、体育館における避難生活を強いられたことや、避難生活の期間等を考慮し、日常生活阻害慰謝料合計24万円（同年3月及び4月分）及び過酷避難慰謝料15万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額）が賠償され、また、実家に置いていた家財道具の財物損害が賠償されたほか、避難生活が終了した後は自主的避難等対象区域で生活していることを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額20万円（ただし、既払金は控除。）が賠償された事例。
2055	原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市であったが、平日は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、週末にのみ須賀川市で暮らしていた申立人について、生活の本拠地が南相馬市原町区にあったと認めて、平成24年8月から平成27年3月まで月額5万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の5割として算定。）の日常生活阻害慰謝料のほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額50万円、及び自主的避難等に係る損害として同追補の定める目安額20万円から既払金12万円を控除した8万円が賠償された事例。
2056	原発事故当時地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（父母及び子供2名）のうちの父母に係る自主的避難等に係る損害について、直接請求手続における母に対する既払額を12万円とする東京電力の主張を排斥し、中間指針第五次追補の目安額20万円から既払金4万円（平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）を控除した額の賠償がそれぞれ認められた事例。
2057	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子2名（原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男）について、原発事故直後、申立人母及び子2名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成23年8月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年9月まで各自月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料について、申立人父及び二男の障害を考慮して月額合計4万円の増額、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行ったことを考慮して月額合計1万円ないし4万円の増額、家族別離が生じたことを考慮して月額合計6万円の増額並びに申立人長男が避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮して10万円（一時金）の増額が認められるなどした事例。

2058	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、所有する畑で野菜を栽培し自家消費していたものの、原発事故により作付けができなくなり、平成28年末に行政による農地除染がなされるまでその状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮して、平成27年及び平成28年につき年額8万4000円、平成29年についてはその8割である年額6万7200円の生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成26年分までは支払済み）。
2059	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として死亡慰謝料200万円、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められたほか、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められた事例。
2060	原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、長期休暇には帰還困難区域（富岡町）の実家に帰省するなどしていた申立人子について、原発事故前の生活状況、大学卒業後の進路（福島県内に戻り就職したこと）等を考慮し、将来的に実家に戻る蓋然性があつたと認めて、生活基盤喪失による精神的損害として、210万円（中間指針第五次追補の定める目安額700万円の3割）の賠償が認められるなどした事例。
2061	緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が60年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2062	原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月まで合計62万円）の賠償が認められたほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められた（ただし、既払金は控除。）事例。
2063	原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち4名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として各10万円の賠償が認められるなどした事例。

2064	帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人（申立人らのうち3名が相続）について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、原発事故以前から足の状態が悪く、杖や車いすを使用したり家族の介助を受けたりして生活していたことなどを考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として30万円の賠償が認められるなどした事例。
2065	居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（祖母、父母、長女、二女及び長男）及び亡祖父（父が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として各250万円（中間指針第五次追補に定める目安額）の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約80年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各50万円の賠償が、父につき、居住期間が約55年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開にあたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して30万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。
2066	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が90年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2067	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人父、被相続人母（申立人らのうち4名が相続）及び申立人長男夫妻について、生活基盤変容慰謝料各50万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるなどしたほか、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が75年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として30年以上活動する（うち4年は団長を務める）などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が55年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、申立人父及び被相続人母について、生活基盤変容慰謝料の増額分合計30万円の賠償が認められた事例。
2068	原発事故当時、居住制限区域（浪江町）の自宅兼店舗に居住し建設業を営んでいた申立人が、平成20年頃、自宅兼店舗から1キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋（未登記、非課税）の財物損害について、作業小屋の写真等の資料に加え、建築にかかった日数や上記職人に支払った作業日当等に関する申立人の陳述内容を考慮して、50万円の賠償が認められた事例。
2069	居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、1. 原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかったこと等を考慮して40万円（中間指針第五次追補の目安額30万円から10万円増額）、2. 申立人二男を妊娠中であったことを考慮して30万円（同目安額）、3. 乳幼児の世話を恒常的に行ったことを考慮して合計279万円（平成23年3月から平成30年3月まで）の賠償が認められるなどした事例。

2070	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約200年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し、南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計300万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円及びその増額分50万円）の賠償が認められるなどした事例。
2071	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母及び原発事故後に婚姻した同人らの間に出生した申立人子ら（長男、長女及び二女）のうち、1. 申立人父について、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額3万円ないし7万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められ、3. 申立人長女について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成28年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められた事例。
2072	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）に関し、1. 申立人夫、妻、妻の母及び長女について、過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所をわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各30万円、申立人夫に15万円の賠償を認め、2. 申立人妻について、妊娠中を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（申立人子らにつき各30万円）、乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（平成23年3月から同年7月までは避難先の状況等を考慮して月額5万円、同年8月から平成30年3月までは同目安額に基づく金額）の賠償を認め、3. 申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につき各月額3万円の賠償を認め、4. 申立人夫、妻及び妻の母について、生活基盤変容慰謝料各250万円（同目安額）の賠償を認め、5. 申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成29年3月まで月額3万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害（一時金）の賠償を認める（上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額256万円）などした事例。

2073	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち2名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち2名が相続）について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約60年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められ、被相続人父が避難区域所在の病院から避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約70年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2074	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを続けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料や平成28年3月までの入院雑費等の賠償が認められたほか、原発事故当時の年齢（80歳代）、居住期間（約65年）、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等も考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2075	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったことなどを考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められた事例。
2076	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円を増額した40万円の賠償が認められるなどした事例。
2077	原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認め、実家住所地を基準とする過酷避難慰謝料30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び生活基盤喪失慰謝料700万円（同目安額）の賠償が認められた事例。

2078	帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した家族（申立人父及び長男ら）について、申立人父が、通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖されるなどして避難先から南相馬市の勤務先までの通勤が困難であったため、平成24年2月、単身で同市の仮設住宅に転居したこと、申立人父が、平成30年8月下旬、同市の仮設住宅から同市の復興住宅に転居し、同年9月分から復興住宅の賃料を支払うようになったが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、同市にとどまらざるを得なかったこと等を考慮し、避難費用として、同月分から令和3年1月（申立人父が勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、家族との同居を再開した月）分までの復興住宅の賃料及び平成30年4月から令和3年1月までの家族間交通費（ただし、いずれも原発事故による影響割合を3割として算定した額）の賠償を認めたほか、住居確保損害として、平成30年4月分から令和5年6月分までの避難先の賃料等（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額）の賠償を認めるなどした事例。
2079	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当時19歳）について、大学に進学するまでの約18年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額250万円の4割に当たる100万円の賠償が認められた事例。
2080	①県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（申立人祖父、父母及び長女）について、野菜栽培のための畑（白河市所在）周辺の放射線量等を考慮して、平成24年1月から平成25年5月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められ（平成23年中の損害は直接請求で賠償済み。）、②稲作用の水田（白河市所在）において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するために行ってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和3年3月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事实施の合理性の程度を考慮して上記費用の5割の限度で賠償が認められ、③平成23年4月からの就職に備え、同年2月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年3月末まで白河市の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリリース（令和5年1月31日付け）に基づく自主的避難等に係る損害10万円の賠償が認められた事例。
2081	帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らのうち1名が相続）について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約70年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどした事例。

2082	帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人父（申立人母が相続）について、居住期間が70年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として140万円の賠償が認められ、また、申立人長男が所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地2筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畑である土地1筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）事例。
2083	帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成19年から、身体障害等級1級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を5割とした死亡慰謝料1000万円（近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。）、過酷避難慰謝料60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円を増額。）及び日常生活阻害慰謝料の増額分月額6万円（ただし、既払金は控除。）等の賠償が認められたほか、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分50万円の賠償が認められた事例。
2084	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母、申立人及び申立外2名が相続）について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額）と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母（申立人及び申立外2名が相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額）と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例。

2085	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各3万円の賠償が認められるとともに、申立人夫について、居住期間が60年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所兼建築士事務所等を営み、25年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額250万円から50万円増額した300万円の賠償が認められた事例。
2086	避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父子）の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、申立人父（原発事故当時70歳代後半）について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、50万円の賠償が認められ、申立人子（原発事故当時50歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしてきたこと等を考慮して、25万円の賠償が認められた事例。
2087	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も1年以上にわたって定期的に上記親族宅への一時立入り（1か月に二、三回、1回二、三泊程度の滞在）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（20万円）の賠償が認められるなどした事例。
2088	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用並びに中間指針第五次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。
2089	避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅を離れて海外で単身赴任をしていた申立人（原発事故当時60歳）について、浪江町で生まれ育ち、長年にわたって妻子と共に自宅に居住していたこと、原発事故当時は海外で生活していたものの、平成22年7月から5年間の予定で単身赴任をしていたにすぎず、平成24年3月には避難生活を送っている妻子のために会社を退職して日本に帰国し、避難生活を経て現在は自宅に居住していること等を考慮し、自宅の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料250万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例。

2090	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるとともに、平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例。
2091	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人（原発事故当時68歳）について、居住期間が約45年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分10万円の賠償等が認められた事例。
2092	宮城県において海産物の卸売業を営む申立人について、ALPS処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができなくなったことにより生じた逸失利益（令和5年8月分から同年10月分まで。ALPS処理水放出前の当該取引先への販売状況及びALPS処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して、原発事故の影響割合を7割5分として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例。
2093	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が60年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、営んでいた養蜂業の棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として20万円の賠償が認められた事例。
2094	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、亡父（申立人母の夫）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として30万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が40年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として10万円の賠償が認められるなどした事例。

2095	徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業を中心としつつ、国内産冷凍魚を中国へ輸出するなどの加工水産物販売業等も営む申立会社による請求（令和5年8月24日に開始されたALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって国内産冷凍魚を中国へ輸出することができなかったため、損害が発生したとしてその賠償を求めるもの。）について、申立会社全体では減収が生じておらず損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和5年8月から同年10月までの逸失利益（原発事故の影響割合は10割として算定。）の賠償を認めた事例。
2096	長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時5歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活障害慰謝料の増額分合計21万円（平成23年3月から平成24年3月分まで。平成23年3月分は3万円、同年4月から平成24年3月分までは負担の程度を考慮して月額1万5000円。）の賠償を認めるなどした事例。
2097	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外1名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成23年3月から亡母が死亡した平成29年8月まで月額3万円の日常生活障害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められたほか、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人二女について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成23年8月から平成24年8月まで月額2万円の日常生活障害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
2098	会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和6年1月から同年3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として3割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例。
2099	原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成20年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成30年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する40万円の賠償が認められた事例。

2100	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子3名）について、①仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約3か月間、未就学の子3名を連れて苦勞の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子3名に対し、一時金として、それぞれ10万円の精神的損害の賠償が認められるとともに、②原発事故前は上記実家の両親が実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成23年3月から平成30年3月まで月額3000円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められるなどした事例。
2101	帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成23年3月から令和元年12月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償を認めるとともに、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は50年、ピアノは40年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償を認めるなどした事例。
2102	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時70歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に60年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、30万円の賠償が認められるなどした事例。
2103	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した原発事故当時75歳の亡父（令和4年死亡。申立人らが相続）について、浪江町に約50年間居住していたこと、勤務先の会社を退職した後は、畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として30万円の賠償が認められるとともに、亡父と同居していた原発事故当時70歳の申立人母について、浪江町に約50年間居住していたこと、原発事故が起きるまで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、亡父の畑仕事を手伝ったりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として30万円の賠償が認められるなどした事例。
2104	帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として120万円の賠償が認められる（申立人が相続）などした事例。

2105	自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく同年8月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の2倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例。
2106	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子2名）について、平成23年3月に亡父と共に福島県外に避難し、同年5月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成24年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、①申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成23年5月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額3万円）の賠償を認めるとともに、②申立人母に対し、同年5月から平成24年8月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例。
2107	自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外に避難した申立人母子について、原発事故時0歳であった申立人子連れての避難であり、避難先において苦労が多かったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害の増額分として5万円の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、平成24年11月に帰還した際の費用（移動交通費及び引越しに係る交通費）の賠償を認めた事例。
2108	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時61歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成25年9月死亡）を介護するため平成24年9月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年10月分から平成27年3月分までの就労不能損害として319万0200円の賠償が認められるなどした事例。
2109	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償が認められた事例。
2110	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成23年3月から平成28年3月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例。
2111	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害30万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）30万円の賠償が認められたほか、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間中月額3万円の賠償が認められた事例。

2112	避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった1名を含む子4名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（30万円）、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成29年3月まで合計269万円）の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年5月まで各自9万円）の賠償を認めるなどした事例。
2113	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた申立人らについて、居住地の福島第一原子力発電所との位置関係、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、原発事故後の申立人らの生活状況等を踏まえ、中間指針第五次追補で定められた自主的避難等対象区域の住民に対する賠償と同水準の賠償（大人1人当たり20万円、子供1人当たり40万円）が認められるなどした事例。
2114	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人夫及び子2名（うち1名は原発事故後に出生）と共に避難した申立人妻について、妊娠中であつたにもかかわらず、原発事故後約1か月間は体育館での避難生活を余儀なくされ、一時は体調が悪化するなど、苦勞の多い避難生活を送ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月から同年9月まで妊娠中であつたことを理由とする一時金50万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2115	自主的避難等対象区域（古殿町）から平成24年11月頃に避難した申立人ら（父母及び子2名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、同月時点で未だその除染がされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であつたこと等の事情を考慮して、上記避難開始に合理性を認め、平成24年11月から平成25年12月までの避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。
2116	特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。

2117	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が70年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として80万円の賠償が認められるなどした事例。
2118	自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子2名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成23年3月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年11月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年12月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各30万円、申立人子らにつき各60万円）及び精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各10万円、申立人子らにつき各20万円）の賠償が認められるなどした事例。
2119	東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和5年2月設立）のALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和5年8月分から令和6年10月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からALPS処理水放出までの輸出売上の実績及び申立人の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ALPS処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を8割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和6年8月分から同年10月分まで。原発事故の影響割合を10割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。
2120	熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成24年7月から平成26年6月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を2割5分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成24年7月から平成26年6月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を1割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成23年12月分について請求額全額。）が認められるなどした事例。

2121	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成23年6月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成24年6月から平成28年2月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成24年6月から平成27年2月までは10割、同年3月から平成28年2月までは6割として算定。なお、平成24年5月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例。
2122	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の実母である被相続人（申立人らが相続）について、①平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し、障害（身体障害等級1級）及び要介護を理由として月額10万円の賠償を認めるとともに、申立人妻に対し、被相続人の介護を理由として月額6万円の賠償を認めたほか、②長年生活をしてきた自宅から避難したことにより視力障害を有する被相続人の生活全般の介護が必要となったため、申立人妻の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人妻に対し、直接請求手続での既払分以降の平成28年3月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成30年10月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は7割から3割に漸減）の賠償を認めるなどした事例。
2123	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子3名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成24年9月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるとともに、申立人子3名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自5万円の精神的損害の賠償が認められた事例。
2124	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約80年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として70万円の賠償が認められた事例。
2125	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が90年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として40万円の賠償が認められるなどした事例。
2126	自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子2名（平成24年及び平成29年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子1名が出生したこと等を考慮して、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費の賠償が認められた事例。

2127	放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成24年1月から平成25年12月までの避難交通費として合計32万1000円の賠償が認められた事例。
2128	避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、①同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が70年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として70万円の賠償が認められたほか、②心臓の持病により身体障害等級1級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円又は6万円。ただし、既払金は控除。）の賠償、③家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間につき月額1万円）の賠償が認められた事例。
2129	原発事故当時、肺気腫等により2年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち6名が相続）について、原発事故後1週間のうちに2度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分15万円の賠償が認められるなどした事例。
2130	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち3名及び申立外1名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成23年3月から平成27年3月まで各自月額10万円を支払済み。）に関し、①亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで月額3万円）の賠償を認めるとともに、②亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父につき月額3万円、亡祖母につき月額2万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認め、③申立人母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成23年3月から平成27年3月まで、亡祖父の介護につき月額3万円、亡祖母の介護につき月額1万円）の賠償を認めるなどした事例。
2131	居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成29年1月から令和6年1月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められたほか、立木の財物損害及び除染費用（追加的費用）の賠償が認められた事例。

2132	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦及び被相続人（申立人夫の母で、申立人らのうち4名が相続。）に関し、①被相続人については、事故時住所近隣で生まれ育ち、結婚後は事故時住所で生活していたため同区域での居住期間が80年を超えていたこと、近隣の米農家と共同で農作業を行い農閑期には親睦旅行に出掛けたり、婦人会に参加したりするなどして地域社会等と相当程度の関わり合いがあったことを考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められるとともに、②申立人夫（原発事故当時59歳）については、事故時住所で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が約60年にわたっていたこと、先祖代々引き継がれてきた農業に従事していたこと、地元の消防団員として約20年間活動したり、地域の芸能保存会の会員としても活動したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し、また、申立人妻（原発事故当時58歳）については、結婚後事故時住所にて約35年間居住していたこと、婦人会に参加したり自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分としてそれぞれ20万円の賠償が認められるなどした事例。
2133	原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2134	居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、直接請求手続により相当量線量地域滞在者慰謝料各30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）が支払われていたものの、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、水の確保が困難となり、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各10万円が賠償されるなどした事例。
2135	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、①申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として40万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円増額）の賠償を認め、②申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成24年8月まで、病状の程度等を考慮して月額4万円）の賠償が認められたほか、③申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として10万円の賠償が認められるなどした事例。

2136	北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和5年8月から令和6年3月まで）を請求した事案において、令和5年7月末時点で申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を8割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例。
2137	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫について、自宅周辺の公的除染が2回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした事例。
2138	帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難した被相続人（子である申立人妻が相続）について、原発事故後、被相続人らと申立人夫妻が同居する新たな住居を取得するため、申立人夫名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人夫が支払った。）などの事情を考慮して、住居確保損害の賠償（ただし、申立人夫妻に対する住居確保損害の既払金を控除。）が認められた事例。
2139	東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、①平成23年7月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成25年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、②双葉町での居住期間が1年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例。
2140	要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時90歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害30万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分15万円の賠償が認められたほか、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約87年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成29年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として50万円の賠償が認められるなどした事例。

2141	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、①首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成２３年分は、全５回の往復の交通費の賠償が認められ、平成２４年分は、同年６月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで３回にわたって入院をした際の往復の交通費の賠償が認められるとともに、②家庭菜園の放射性物質による汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額３０００円の賠償が認められるなどした事例。
2142	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成２３年３月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成２７年１０月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２６年３月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例。
2143	帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、持病にかかる治療のため、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２４年４月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計６０万円（平成２３年３月から同年６月まで３０万円（一時金）、同年７月から平成２４年４月まで月額３万円（合計３０万円））の賠償が認められるなどした事例。
2144	原発事故時、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例。
2145	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した申立人夫妻について、避難先から自宅へ多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたことを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められるなどした事例。